

第5章

シンボルプロジェクト

シンボルプロジェクト選定の考え方

前章までで示した復興のための計画は、広範な分野にわたり、また、件数も数多くあるため、これら個々の計画の中から重要で緊急的なものについて、シンボルプロジェクトとして選定した。

シンボルプロジェクトの選定の基準としては、次の3つによることとする。

- ① 市民生活や都市基盤の復旧・復興にとって緊急かつ重要なもの。
- ② 神戸の復興を先導する鍵となり、波及効果の大きいもの。
- ③ 21世紀を展望した新しい神戸の復興を象徴するもの。

被災した市民が、一日も早く生活の基盤となるすまいを再建し、また安心して暮らせることは、復興の第一歩である。また、市民生活や産業のための都市基盤の復旧をすすめることは、都市の復興にとって最も基礎となるものである。

また、産業の活性化や神戸らしい文化の再生などにより、神戸の復興をあらゆる面で先導的に切り開く鍵となる事業の展開が必要である。

さらに、神戸が今回の大震災の打撃から立ち直り、以前にも増して安全で活力ある新しい都市として再生していくことは、神戸市民にとってはもちろん、日本、ひいては全世界にとって大きな意味を持つものでもあり、これらの象徴となるプロジェクトの展開が重要である。

以上の考え方により、以下の17プロジェクトを神戸市復興のシンボルプロジェクトとして選択した。

なお、ひとつのプロジェクトは必ずしも一つの分野のみでなく、様々な面で効果を生み出すものである。また、プロジェクト相互の相乗効果も十分発揮できるよう、各プロジェクト間の連携も十分配慮してすすめていくことが重要である。

シンボルプロジェクト一覧

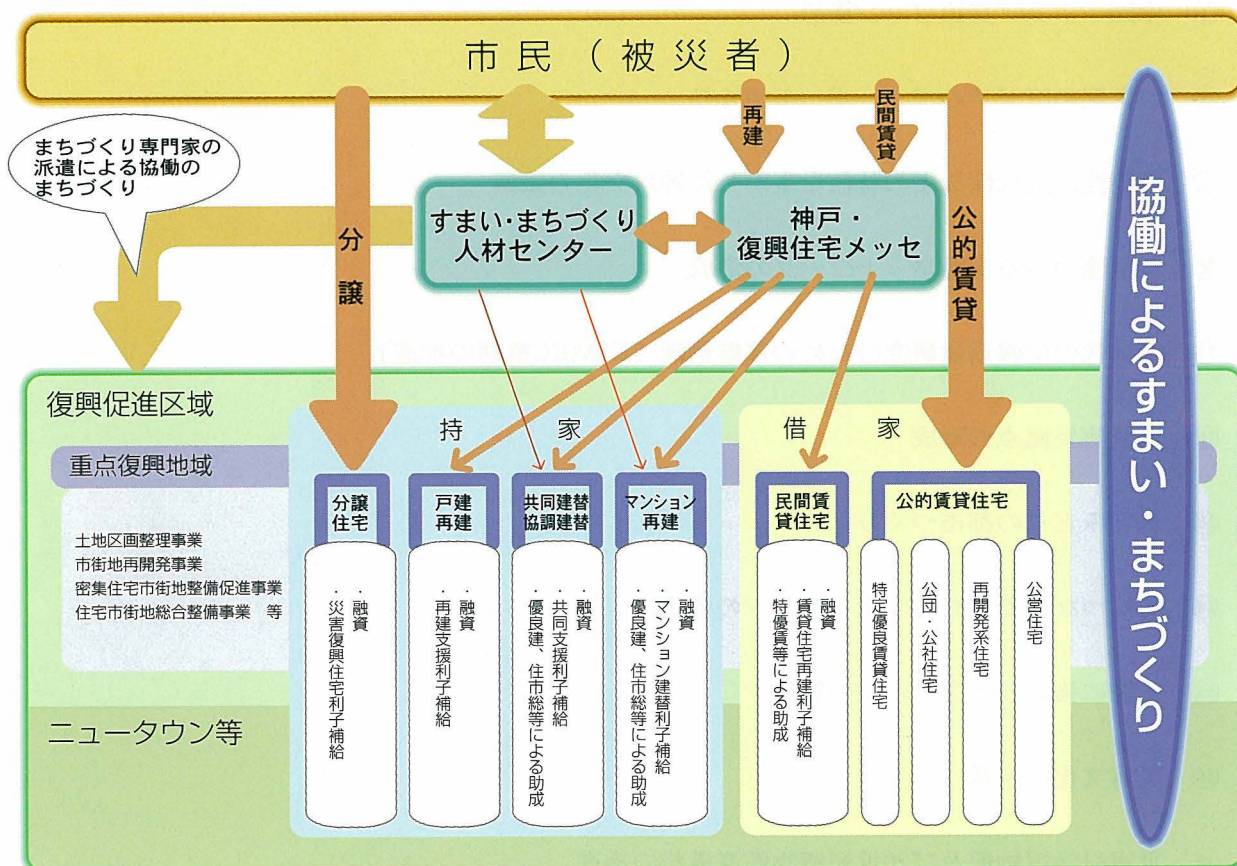
- ① 市民のすまい再建プラン
- ② 安全で快適な市街地の形成
- ③ 21世紀に向けた福祉のまちづくり
- ④ 安心ネットワーク
- ⑤ 東部新都心計画
- ⑥ 神戸起業ゾーン整備構想
- ⑦ 中国・アジア交流ゾーン構想
- ⑧ 21世紀のアジアのマザーポートづくり
- ⑨ 国際性、近代性などの特色を生かした神戸文化の振興
- ⑩ 多重性のある交通ネットワークの形成
- ⑪ 次世代の情報通信研究のための基盤整備〔KIMEC構想の推進〕
- ⑫ 地域防災拠点の形成
- ⑬ 水とみどりの都市づくり
- ⑭ 海につながる都心シンボルゾーンの整備
- ⑮ 災害に強いライフラインの整備
- ⑯ 災害文化の継承
- ⑰ 災害科学博物館及び20世紀博物館群構想の推進

シンボルプロジェクト①

市民のすまい再建プラン

目的

くらしの基盤であるすまいを再生させ、一刻も早く自立的で安定した市民生活が営めるよう、住宅ストックの早急な回復を図る。その際、住宅の供給量、質、価格等の様々な要素を考慮し、すまいを再建する仕組みを市民の視点に立って提示する。



計画の概要

1 施策方針

被災した市民にとって、わかりやすく利用しやすい住宅施策を整える。各種の事業手法、制度を総合的に運用し、スムーズな住宅建設・共同化・協調建替・取得・入居等が行えるシステムを被害の大きい市街地を中心に提示する。

復興のためのすまいづくり、まちづくりは市民と手を携え、協働を実践していくことが重要である。また、民間の果たす役割も大きいので、市民によるすまいの自力再建や、民間事業者による住宅建設の促進を図る。

すまいの再建にあたっては、「安全で快適な市街地の形成」と連携して良好な住環境の創出に努める。

2 施策内容

(1) すまいに関する総合的相談窓口

…神戸・復興住宅メッセ
総合住宅相談所

(2) 建設、取得等の資金についての支援

…神戸市災害復興住宅特別融資制度
阪神・淡路大震災復興基金 住宅対策事業

(3) すまい・まちづくりの支援

…こうべすまい・まちづくり人材センターによる専門家派遣
すまい・まちづくりファンド

(4) 各種事業の導入による住宅整備の推進

…土地区画整理事業、市街地再開発事業
住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業
優良建築物等整備事業 等

(5) 公的住宅の早期大量供給

…公営住宅、再開発系住宅、
特定優良賃貸住宅、公団・公社住宅

(6) 住宅に関する指針、手引の策定

…神戸の住宅設計基準
マンション再建の手引

シンボルプロジェクト②

安全で快適な市街地の形成

目的

被害程度の大きい被災市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を行い、市民生活の早期再建を図るとともに、災害に強い安全で快適な市街地の形成を進める。



計画の概要

1 安全で快適な市街地の形成

(1) 安全で快適な住環境の形成

生活道路や身近な公園等の整備とともに、建築物の共同化・不燃化を促進し、安全な快適な住環境の確保を図る。

(2) 災害に強い都市基盤の整備

避難路となる幹線道路や防災広場となる近隣公園の整備、学校と公園の一体的整備による地域防災拠点の形成など、災害に強い都市基盤の整備を進める。

(3) 防災安全街区の整備

行政・防災・情報機能等が集積し、地域の拠点となる学校や公園、保健・医療・福祉サービス等との連携、地域の生活維持拠点となるライフスポットの整備等により、平常時は安心した暮らしを支え、非常時には危機管理に対応できる防災安全街区の整備を図る。

2 協働によるまちづくりの推進

事業用仮設住宅の建設や用地買収により早期の生活再建を図るとともに、市民参加によるまちづくり体制の充実を図り、協働のまちづくりを推進する。

(1) まちづくり協議会の組織化

まちづくり協議会の組織化・計画づくりを支援するなど、地域住民が主体的に復興のまちづくりに取り組める環境づくりを進める。

(2) まちづくりハウス（現地相談所）の設置

まちづくりに関連する情報を提供し、住民の様々な相談に対応できるよう、地区ごとにまちづくりハウス（現地相談所）を設置する。

(3) まちづくり専門家の派遣

全国のモデルとなる復興のまちづくりを推進するため、「まちづくり専門家」をまちづくり協議会に派遣する。

(4) 参加型まちづくり手法の活用

公園などの身近なまちづくりに参加型まちづくり手法（ワークショップ方式等）を導入するなど、住民との協働による施設整備を進める。

3 「市民のすまい再建プラン」との連携

21世紀に向けた福祉のまちづくり

目 的

「神戸市民の福祉をまもる条例」の精神に基づいて、将来の超高齢社会も展望しながら高齢者・障害者をはじめとするすべての市民が、安心して生涯を過ごせる福祉のまちづくりを進める。

計画の概要

1 対象地域 市内全域

2 内 容

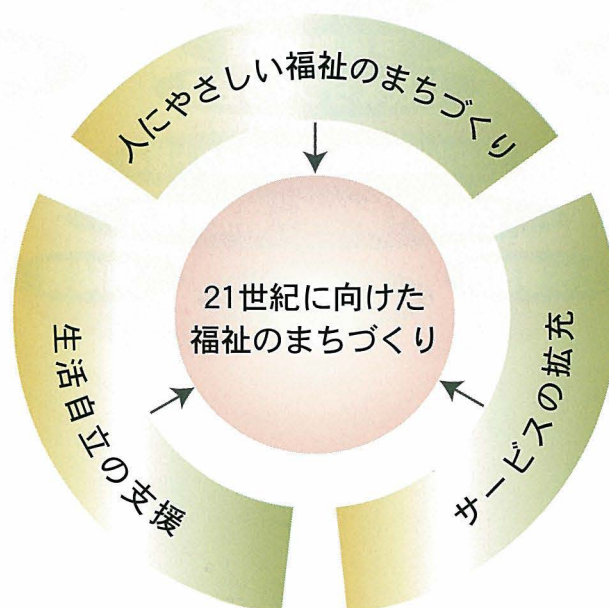
(1) 生活自立のための支援

- ① 住宅の確保…良質な住宅の早期大量供給を図るとともにシルバーハウジング等の積極的な導入を図る。
- ② 就労の促進…産業基盤の早期復旧を図る一方、特に働く意欲のある高齢者・障害者に対しても、就業機会の確保に努力する。
- ③ 健康の保障…被災者の住居地域周辺での住民健診を行うとともに、こころの健康相談など、こころのケアの充実を図る。
- ④ 生活自立の促進…被災者の状況に応じた適切な助言、指導ができるよう、関係機関が連携した相談体制を整備する。

(2) 高齢者・障害者などの要援護者へのサービスの拡充

- ① 在宅福祉サービスの拡充…震災による新たな福祉ニーズに対応するため、ホームヘルプサービスなどの拡充に努めるほか、児童・家庭を支援する在宅福祉サービスの充実を図る。
- ② 施設福祉サービスの拡充…福祉ニーズの状況に勘案しながら特別養護老人ホームの緊急整備をはじめ、高齢者・障害者・児童のための福祉施設の整備を計画的に行う。
- ③ 保健・医療・福祉の連携強化…要援護者に関する情報の共有化をはじめとするより一層の連携の強化が必要であり、医師会等の協力も得て、早急にあんしんすこやか窓口を核とした地域ケアネットワークの整備の具体化に向けて取り組む。

- ④ 福祉人材の確保…在宅福祉サービスや施設福祉サービスの拡充に伴う福祉人材の確保に努める。福祉職場に関する広報啓発や説明会の実施等に一層積極的に取り組み、関係機関との連携の強化にも努める。
- ⑤ 災害発生時の対応と広域的な協力体制の強化…災害発生時に即座に、要援護者に対してサービスの提供を開始できるようなシステムの構築に努めるとともに、災害への対応力を強化するため、被災者の受入れや人的支援について他都市との相互協力体制のあり方を検討する。
- (3) 人にやさしい福祉のまちづくり
- ① 社会福祉施設の計画的配置…社会福祉施設の整備に当たって、地域的なバランスにも配慮しながら計画的に配置していく。さらに、防災の拠点機能にも考慮し、福祉施設として、必要な設備や情報提供システムの確立に向けての具体策を早急に検討していく。
- ② 高齢者・障害者・児童などにやさしいまちづくり…震災後の面的再整備にあわせた「やさしいまちづくり」の推進、低利融資制度等の拡充により、公共施設や民間建築物に対する福祉的配慮を誘導するなどの総合的な取組を行う。
- ③ 社会参加の促進…特に障害者の震災による生活環境の変化に対応するため、外出支援のガイドヘルパーを拡充する。なお災害時においても、視覚・聴覚障害者等に対する情報提供の仕組みづくりも検討していく。
- ④ 地域福祉活動の展開…ふれあいのまちづくり事業の一層の推進を図るとともに、民生委員児童委員活動を始めとする地域活動団体の活動が積極的に展開できるよう支援していく。また、「ふれあいセンター」、ふれあい推進員の設置や防災福祉コミュニティの形成についても早急に取り組んでいく。
- ⑤ ボランティアが活動しやすい条件整備…ボランティアが活動しやすい条件を早急に整備する。また、震災ボランティア活動を継承していくため、市民福祉大学を中心に入門からリーダーやコーディネーターの養成まで系統的な研修に取り組んでいく。
- (4) 「安心ネットワーク」との連携



安心ネットワーク

目的

ふれあいのまちづくり協議会をはじめとした地域住民団体等と、区役所や消防署、さらには医療機関や社会福祉施設などの各行政機関等が、住民一人ひとりの“安心”“安全”を高めるため、平常時より相互が有機的に連携・活動する一方、災害時においても地域の被災を極小化し得る防災訓練の実施や防災計画及び情報連絡体制を構築し、各主体相互のネットワーク化を図る。

安心ネットワーク概念図



計画の概要

1 対象地域 市内全域（当初、モデル事業を展開）

2 内 容

(1) 安心コミュニティの形成

住民参加により「コミュニティ防災計画」を策定し、防火水槽や地域の防災公園など、防災に関する地域シンボルを核に、防災訓練、自主防災組織の育成、防災まちづくりイベントなどを通じて、日頃から地域の防災力を高める。

- ・ ふれあいのまちづくり協議会などの地域住民団体や地域事業者などの参加により構成される安心コミュニティとしてモデルを指定し、その活動を支援する。
- ・ 防災リーダー（仮称）の育成
- ・ コミュニティペーパー発行支援
- ・ 行政機関等と連携した地域福祉活動の展開
- ・ 防災の集い、防災訓練などの開催による災害に強い人づくり、地域づくり
- ・ 学校や自治会活動・地域福祉活動拠点等への防災機能の付加

(2) 区民防災会議の開催

① 区民主体による区民防災計画の策定

- ・ 区民まちづくり会議での協議を通じ、区民主体の防災計画を策定

② 区民防災訓練の企画・参加

- ・ 各行政区単位もしくは地域単位で防災訓練を実施
- ・ 災害弱者の安心の確保など、防災に関する各行政機関への提言

③ 参加団体等の相互理解、情報交換

- ・ 地域住民団体等と区役所など各行政機関相互間等の情報ネットワーク化

(3) 各行政機関相互及び各地域住民団体等の連携

① 地域活動支援

- ・ プロジェクト制、地区担当職員制度等の地域のまちづくりの調整・支援体制の整備
- ・ 事業者との消防協定の締結

② 保健・医療・福祉・防災等の連携システムの構築

- ・ あんしんすこやか窓口などを核に、地域の総合的な窓口を充実させるとともに、まちづくり協議会等による、住民主体の地域づくりへの支援
- ・ 防災訪問（あんしんひと言作戦）の実施
- ・ 行政機関相互の情報ネットワークの構築
- ・ ボランティアとの連携

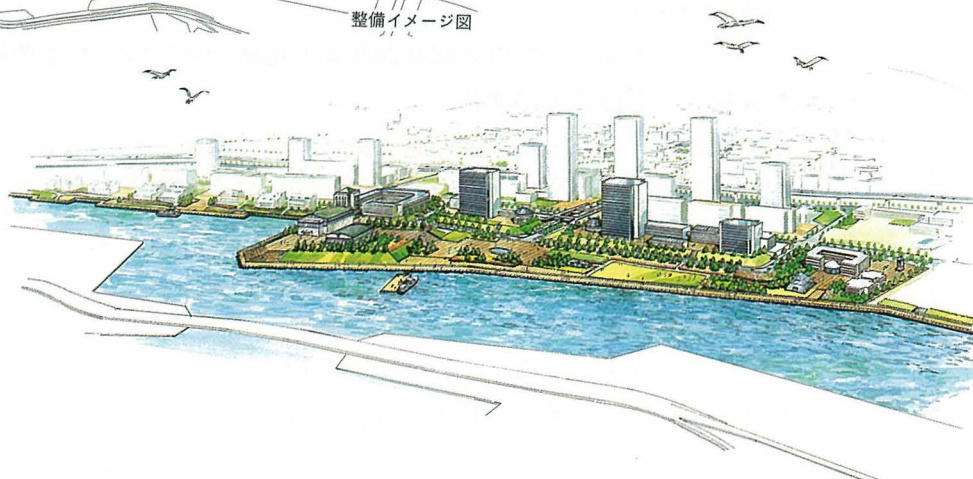
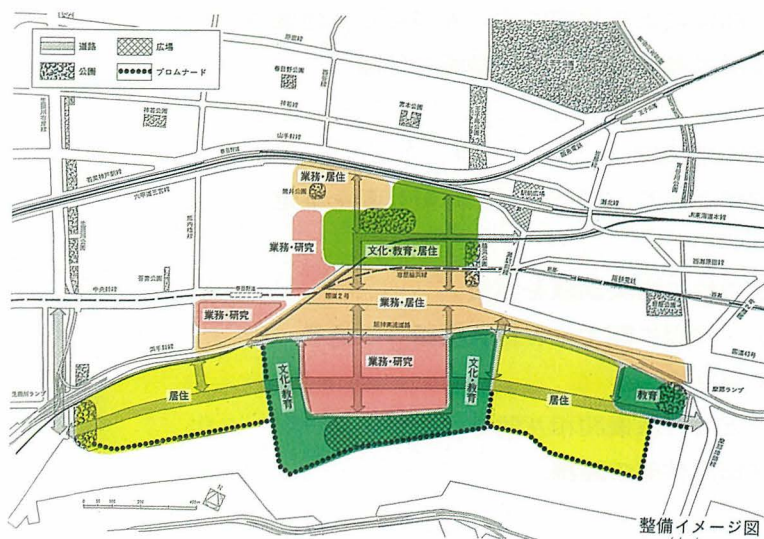
(4) 「21世紀に向けた福祉のまちづくり」との連携

シンボルプロジェクト⑤

東 部 新 都 心 計 画

目 的

中央区東部及び灘区西部の臨海部における大規模工場の遊休化に伴う土地利用転換の動きに合わせ、今後の社会情勢に対応する新たな都市機能の導入、ウォーターフロント地域としての整備並びに地域の活性化等を目的とした計画的な整備を図るとともに、震災により甚大な被害を受けた市街地の住宅、産業等各種都市機能の受け皿となる市街地復興の先導的役割を担うプロジェクトとして位置づけ、総合的整備を推進する。



計画の概要

1 対象地域 中央区東部及び灘区西部の臨海部（面積：約 120ha）

2 計画フレーム

- (1) 居住人口 約30,000人（約10,000戸）
- (2) 従業人口 約40,000人
- (3) 利用人口 約150,000人

3 導入機能

(1) 業務・研究機能

企業の本社機能等をはじめとする業務機能を中心として、一部関連企業等の集約化及び「WHO神戸センター」等の国際機関の立地に合わせて、新たな業務機能の導入、看護交流センター、保健・福祉に関する高等教育機関・研究機関等の誘致、さらには業務機能に付随する研究開発機能も含めた「業務・研究ゾーン」を形成する。

(2) 国際・研究機能

「WHO神戸センター」、「エメックスセンター」、「兵庫国際センター（HIC）」を核とする国際的な研究、研修等さらには国際貢献に寄与する業務研究拠点を形成する

(3) 文化・交流機能

「県立美術館」、「企業記念館」等の文化施設や教育施設さらには業務、国際機能を補完し、学術・学際的なコンベンションを受け持つ交流機能の導入を図る。

(4) 居住機能

被災した市民のための受け皿となる恒久的な住宅の建設をはじめ、ウォーターフロントに立地する21世紀に向けた新たな住宅地の整備を図るため、「居住ゾーン」を形成する。

また、住宅地の整備に合わせて生活利便施設を整備するとともに、良好な住宅と防災や福祉等との連携のとれたモデル街区の整備を図る。

(5) 防災拠点

市民に開かれたウォーターフロント空間として水際広場やプロムナードを整備し、海上バス等の小型船係留施設を整備する。これらの施設は災害等の緊急時には背後新都心や周辺地域の緊急避難場所、緊急物資・人員の輸送基地、臨時ヘリポート等地域防災拠点として機能する。

4 整備の進め方

- (1) 震災からの早期復興を図るため、計画区域のうち生産機能等の遊休化が進んでいる臨海部の区域を対象として、平成7年度中に土地区画整理事業に着手し、早期整備を図る。
- (2) 内陸部についても、土地利用転換の動き等を総合的に勘案し、早期整備の具体化を図る。
- (3) 同地区を大阪湾臨海地域開発整備法における開発地区に位置づけることにより、世界都市にふさわしい機能と住民の良好な居住環境等を備えた地域としての開発を推進する。

シンボルプロジェクト⑥

神戸起業ゾーン整備構想

目 的

神戸経済の復興のためには、既存産業の復旧・再活性化とともに、新しい産業（企業）の導入を図っていくことが必要であり、産業活動のインセンティブを高める仕組みづくりを総合的に展開する地域を期間限定で設定し、テーマ性をもった企業集積を促進する。

また、集客機能を高めるため、スーパーコンベンションセンター（国際会議場、国際展示場）を核とした高度集客施設群の誘致・整備を図り、高度集客型都市づくりの交流・集客拠点とする。



計画の概要

1 対象地域 ポートアイランド（第2期）

2 内 容

(1) インキュベーション（起業支援）の拠点となる中核施設等の整備

- ① インキュベーション（起業支援）の核施設の誘致
- ② KIMEC構想の核プロジェクトである「デジタル映像研究所」の設置
- ③ 復興基金の「ベンチャーキャピタル制度」の活用
- ④ 暫定利用（5年程度）の用地を活用したインキュベーション空間の確保

(2) 企業立地促進エリアの形成（「エンタープライズゾーン」の設置）

- ① 税制面での優遇措置
- ② 規制緩和
- ③ 総合保税地域制度等の活用と拡充
 - ・ 総合保税地域の指定及び総合保税地域制度の拡充
 - ・ 輸入促進地域（FAZ）制度による貿易促進拠点施設整備に対する支援及びFAZ制度の拡充

※国税の減免、規制緩和、総合保税地域の指定と制度の拡充、FAZ制度の拡充については国へ要望する。

- ④ KIMEC構想の核プロジェクトである「キメックワールド」の設置
- ⑤ 光ファイバー等の情報インフラの優先的整備
- ⑥ 多様な立地パターンを想定した土地提供手法の確立（分譲、賃貸等）

(3) 高度集客施設群の誘致・整備

- ① 集客型産業の振興と大型化・多様化する国際的なコンベンション需要に対応するスーパーコンベンションセンターの整備
 - ・ 国立又は国の資金による大規模な会議場・展示場の誘致
- ② 関連施設群の整備
 - ・ 新しい娯楽機能を備えたホテルやショッピングセンター、企業博物館等の誘致

(4) 「中国・アジア交流ゾーン」との連携

3 考えられる企業集積のテーマ

- 文化・情報産業（ソフトウェア産業）、○電子工業・機械電子工業、
- ファッション産業、○貿易業（輸入関連産業）、○集客産業

※上記テーマに沿った企業集積を図るにあたり、外資系企業の積極的誘致を行う。

中国・アジア交流ゾーン構想

目的

中国をはじめ香港やアジア各国と神戸との経済交流を活発化させ、国際都市神戸の経済復興を図るため、急速な経済発展を続ける中国を中心としたアジア諸国との交流拠点となる「中国・アジア交流ゾーン」を設け、アジア企業の神戸進出や貿易を促進する。

また、21世紀の文化の時代、情報化社会を視野に入れて、アジアの文化拠点、情報発信拠点としての機能を導入し、神戸の国際化を一層推進する。



計画の概要

1 対象地域 ポートアイランド（第2期）

2 内 容

(1) 中国・アジア交易船舶の優先バースの整備

- ① 上海経済圏はもとより、その上流にある南京、武漢、重慶など成長著しい長江流域経済圏を軸とした経済交流を進めるため、大型船舶との積み替えなしに直接輸送できる優先バースを整備する。
- ② 利用促進のため、^{*}強制水先対象船舶制度の見直しなどの規制緩和を求めていく。

(2) 交流ゾーンの設置

- ① 中国・アジア交易船舶の優先バースの後背地に、交流ゾーンを設置し、アジアの企業の誘致や、アジアの観光・コンベンション客の誘致を進める。
- ② 交流ゾーンの整備にあたっては、規制緩和や税の減免等の優遇措置を設定する。

(3) 学術・文化交流の推進

- ① 経済だけでなく、学術・文化を含めた総合的な国際交流を進めるため、アジアの文化の紹介、大学の提携などの国際交流を推進する。

(4) 情報発信機能の強化

- ① 情報インフラを整備し、アジア各国と衛星通信で結ぶことにより、アジアへの情報発信機能を強化する。

(5) 「神戸起業ゾーン」「21世紀のアジアのマザーポートづくり」との連携

21世紀のアジアのマザーポートづくり

目的

神戸港の1日も早い復興により、市民経済や市民生活の基盤を確保し、物流機能の低下から、西日本はもとより、国内外の経済・産業に及ぼしている多大な悪影響を解消して、神戸市及び周辺地域の経済の確実な回復を図る。

また、単に元の姿に復旧するのではなく、21世紀の神戸港のあるべき姿を見据え、都市と港湾の調和を図りながら、災害に強く、21世紀の国際都市にふさわしい人・物・情報が集まる総合的な交流拠点、“アジアのマザーポート神戸”を目指す。

神戸港長期計画イメージ図



計画の概要

1 震災を乗り越えた「21世紀のアジアのマザーポート」づくり

西日本経済圏の物流拠点及び海上交通拠点として、また、我が国を代表する国際貿易港、さらには、アジアのマザーポートとして、港湾機能の拡充・強化を図る。

- (1) 高規格コンテナターミナル、テクノスーパーライナー（超高速貨物船）にも対応できる多目的バース等、最新鋭の港湾施設の整備を推進する。
- (2) *トランシップ機能の促進強化や国際間フェリー輸送、道路輸送から海上輸送への転換に対応するふ頭を整備する。
- (3) 臨港交通施設の充実を図る。

2 神戸の産業復興に資する港づくり

- (1) 海・空・陸が一体となった人・物・情報の総合的交流拠点を目指し、輸入促進地域（FAZ）制度の導入等により、アジアのマザーポートとしてアジア諸国との国際交流の推進、貿易振興等を図る。
- (2) ファッション、コンベンション産業の充実や新たな物流産業の展開、国際化・情報化に対応した21世紀の新たな産業の誘致を図る。

3 「神戸の魅力」再生に資する港づくり

- (1) 都市と調和した豊かで快適な生活空間となるウォーターフロントの整備を図る。
- (2) 安全で魅力ある港湾環境の創造を図る。

4 震災の教訓を活かした災害に強い「防災港湾」づくり

- (1) 大地震に際しても国際拠点港として必要な機能を維持できるよう、高規格コンテナターミナルをはじめとする岸壁の耐震強化を行う。
- (2) 「安全都市」づくりのための「防災都市基盤」の一翼を担う「防災支援施設」「港湾の防災拠点」づくりを行う。

5 震災後の現状に立脚した新たな港づくり

- (1) 既設ふ頭の再開発により神戸港の機能強化を図る。
- (2) 国際的な港間競争にも対応するため、神戸港利用に係る全体経費の削減、港の情報化の推進など、利用者に対するサービスの向上に努める。
- (3) 復興に際して神戸港が市街地の復興に貢献するとともに都市と港湾の調和を図る。

6 「中国・アジア交流ゾーン構想」との連携

シンボルプロジェクト⑨

国際性、近代性などの特色を生かした神戸文化の振興

目的

国際港都神戸は、その歴史と風土からくる、明るく開放的で近代的な都市イメージに沿う魅力ある神戸文化を発信してきた。

神戸文化の復興とさらなる発信をめざして、「文化交流の促進」、「オリジナルな神戸文化の創造」、「市民文化の創造」などを推進する。



計画の概要

1 文化を通じた交流の推進

- (1) 「現代芸術」など実験的イベントの場や国際的市民の活躍の場の提供、国際映画祭の開催、モニュメント国際展の開催
- (2) 県立美術館の誘致

2 「音楽のまち神戸」の推進

- (1) 各区1多目的ホールの整備、シンフォニーホールなどの各種音楽専用ホールの誘致・整備
- (2) 神戸の魅力を高めるシャンソン、ジャズ、フルート、コーラスなど各種音楽イベントの充実
(日本フルートコンベンションとの連携など国際的規模の音楽イベントの誘致)

3 文化の担い手の育成・確保

- (1) 新開地アートビレッジセンターの整備
- (2) 新開地アートビレッジ構想の推進

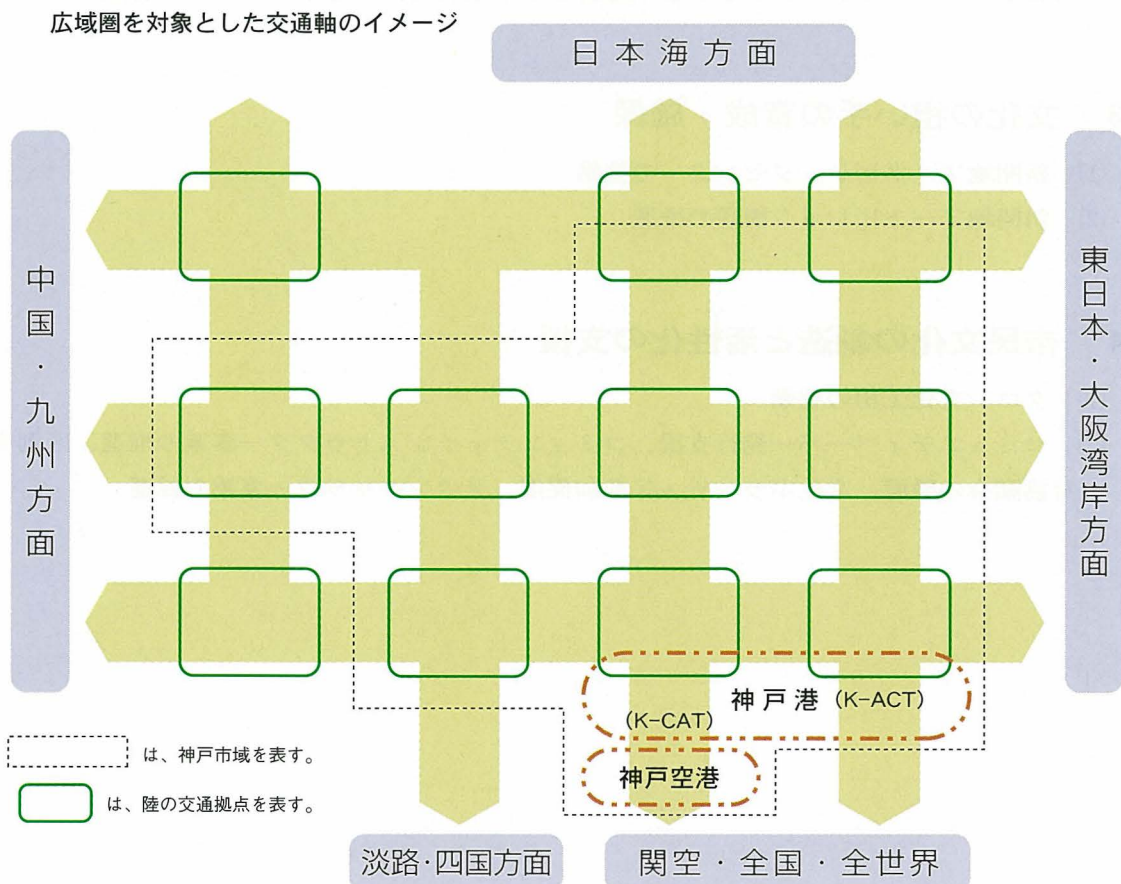
4 市民文化の創造と活性化の支援

- (1) タウン文化工房の整備
- (2) コミュニティペーパー発行支援、コミュニティインストラクター事業の推進、区別文化交協議会の設置、文化ボランティア参加促進、タウンギャラリー事業の推進

多重性のある交通ネットワークの形成

目的

災害時における確実で円滑な交通を確保するため、海・空・陸の複数の交通手段を活用して、全体として多重性のある交通体系を保ち、地震等の災害時に機能停止した場合にも、代替輸送が可能な交通ネットワークの形成を図る。



計画の概要

1 格子状の幹線道路網の形成

広域交通軸の形成に向けて、代替性を有し、多重性のある分散型・複数アクセスの幹線道路網を整備し、都心部への円滑な交通を確保するとともに、既成市街地への通過交通を迂回させ、市街地の幹線道路の交通環境の改善を図る。

また、既成市街地において格子状の幹線道路の整備を図るとともに、海上都市へのルート多重化を推進し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを進める。

広域交通軸の形成に向けた主要事業として、現在事業中の本州四国連絡道、山陽自動車道等の整備を促進するとともに、以下の路線について事業化・具体化を図っていく。

- (1) 東西軸の整備－大阪湾岸道路西伸部の着手、第二名神自動車道の整備
- (2) 南北軸の整備－神戸中央線の整備、東神戸線の整備

2 鉄軌道網の整備推進

鉄軌道のネットワーク化を推進し、災害時における交通の多重性を確保する。

- (1) 地下鉄海岸線の早期整備
- (2) 神戸電鉄の複線化推進
- (3) 中央都市軸鉄軌道の整備

3 海・空を生かした多様な交通の推進

道路輸送の一部を海上輸送に転換することにより、環境問題や道路交通に対する負荷を軽減するとともに、関西空港の活用や神戸空港の建設の推進などにより、多様な交通手段の活用を推進する。

- (1) フェリー輸送の推進

既存のフェリーバースの利用促進を図るとともに、東神戸フェリー埠頭、六甲アイランドのバースの耐震強化を図る。

- (2) 内航フィーダー輸送の推進

ポートアイランド（第2期）、六甲アイランド南の高規格コンテナバースの整備に合わせて、^{*}内航フィーダーバースを整備する。

- (3) テクノスーパライナー（超高速貨物船）にも対応できる多目的バースの整備
- (4) 国産・弁天地区再開発での高速小型内航旅客船のターミナル整備
- (5) 東部臨海部地区での小型けい留施設の整備
- (6) 関西国際空港への貨物、旅客の海上輸送の利用促進
- (7) 神戸空港の建設の推進

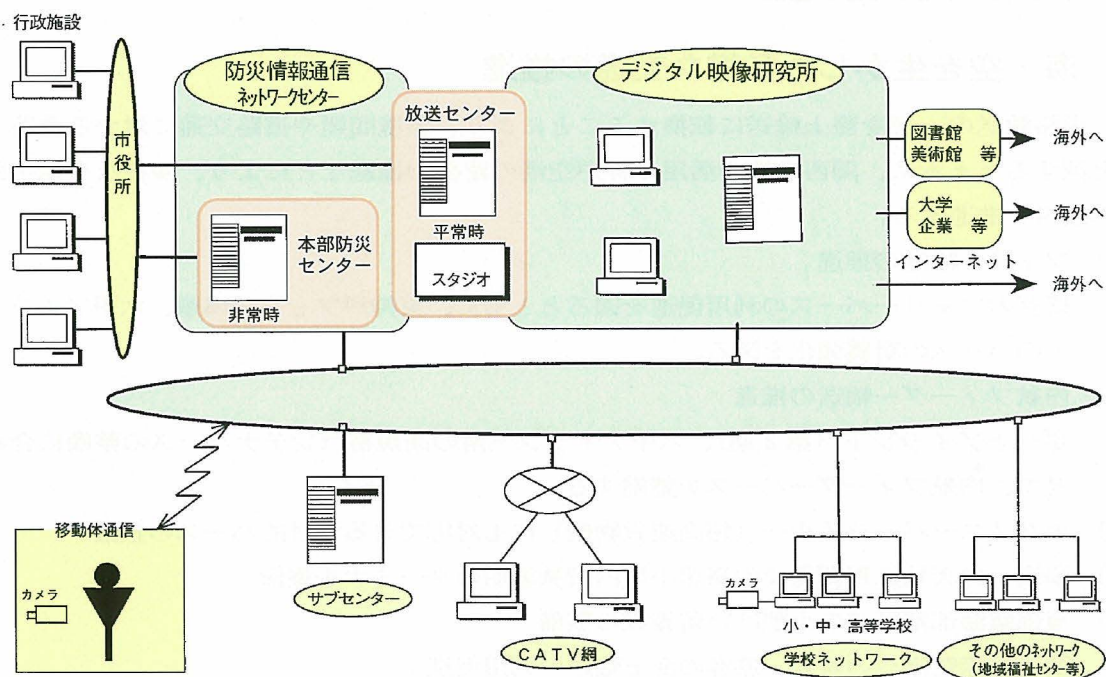
シンボルプロジェクト⑪

次世代の情報通信研究のための基盤整備〔KIMEC構想の推進〕

目 的

- ① 震災の教訓から、情報の共有化や映像の伝達も行える災害に強い情報システムの確立が求められている。情報通信インフラの整備や新たなネットワークの構築などが前提となるが、それら进行操作する人材養成やシステムなど関連の機能を総合的に推進することが必要であり、そのための複合的整備を行う。
- ② 神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想では次世代の文化・産業を視野にいたした各種プロジェクトの展開を想定しており、本事業はその目的に沿うものである。

■神戸市防災情報通信ネットワークセンター（全体概念図）



計画の概要

1 内 容

次のような、情報通信に関する総合的かつ国際的な最先端の研究・開発や人材育成を行う基盤及び施設を整備する。

(1) 神戸市防災情報通信ネットワークセンターの整備

① 映像対応型の防災ネットワーク網の整備

収集した様々な情報を蓄える^{*}サーバーを配備するセンターと、市内の多くの公共施設を結ぶ高度化されたネットワーク網を構築する。

② システムの整備

非常時に即応できるように、平常時から利用できるシステムの整備を行う。

(非常時) a 被災現場の映像中心の状況把握

b 避難所等防災拠点・防災施設との情報連絡（被災者情報等）

c 災害情報の電子掲示板／インターネット等による情報発信 など

(平常時) a 地域情報など映像による行政情報の提供（広報利用）

b 視聴覚教育への活用（教育利用）

c 行政機関内部での^{*}電子メール的利用 など

(2) デジタル映像研究所の整備

① K I M E C 構想の中核施設として、デジタル映像についての技術研究、開発や映像製作のソフト開発を行う。

② コンピュータを用いて映像作品などを制作する者の活動を支援する。

③ 各種資料をコンピュータに記憶させ、その内容を提供する。

④ C A T V ネットワークと結んでの双方向実験や、新たな衛星放送技術の活用による新商品開発等の新ビジネスを支援する。

(3) マルチメディアに関する教育機関の誘致

神戸に蓄積される情報・経験を活用して、各国の人材育成機関などを衛星通信で結び、国内外の学生や市民を対象としたマルチメディア技術の遠隔教育を行う人材育成の施設とする。

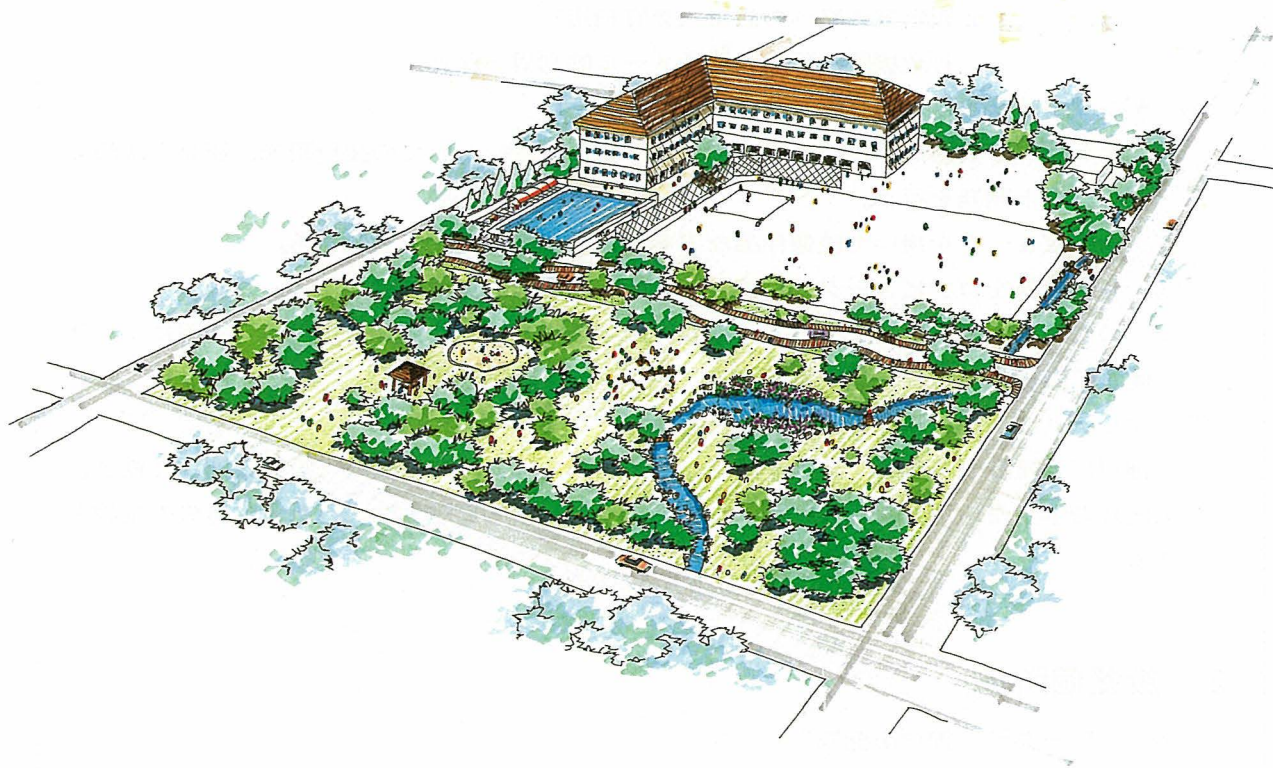
2 設置個所

ネットワーク	神戸市全域
複合的施設	ポートアイランド2期

地域防災拠点の形成

目的

小学校、公園、地域福祉センターなどの連携により、住まいを中心に日常生活が営まれる概ね小学校区を中心とした近隣生活圏の防災拠点を形成し、住民が主体となった地域活動や自主防災活動の展開を支援する。



計画の概要

1 学校と公園との一体的整備

- ・隣接する小学校と公園の境界をできるだけ排除し、平素から地域活動拠点や環境教育の場として一体的に利用できるよう整備する。
- ・公園には災害時に備え、公園管理資材や緊急物資などを備蓄し、地域住民による管理・運営を進めることにより地域防災拠点としての整備を図る。
- ・火災時の延焼を遮断するため周辺を樹木で囲み、さらに災害時に消火用水・生活用水として活用するため、耐震性貯水槽や人工池、せせらぎなどの整備を進める。

2 防災機能の強化

- ・建物の耐震性・不燃性を強化する。
- ・マルチメディアパソコンによる情報ネットワークの整備、防災無線や次世代の安価な携帯電話（PHSなど）の充実により通信機能を強化するとともに、スピーカーやミニFMカーなどによる地域への情報提供力を強化する。
- ・地域防災拠点相互、並びに防災支援拠点や防災総合拠点との連携を始め、警察・消防等の関係機関との緊急時の連携体制を強化する。
- ・安全な避難路ともなる快適性の高い緑道を周辺に整備する。

3 ライフスポットの整備

災害時に道路・水・エネルギーなどのライフラインが寸断された場合においても、速やかに支援物資が届き、ライフラインが復旧するまでの間、最低限の自立した生活が送れるように支援するライフスポットを整備する。

(1) 物資の備蓄

学校や地域福祉センターなどの空き空間や、コミュニティ活動の場として公園に備えるパークセンターなどを活用し、外部からの救援が期待できない災害直後の自立生活に必要な消防資機材などの緊急物資を備蓄する。

(2) 飲料水や生活用水・消火用水の確保

学校などでの受水槽の耐震化や井戸の設置などにより飲料水を確保するとともに、公園内の貯水槽整備や学校プールの改造により生活用水・消火用水を確保する。

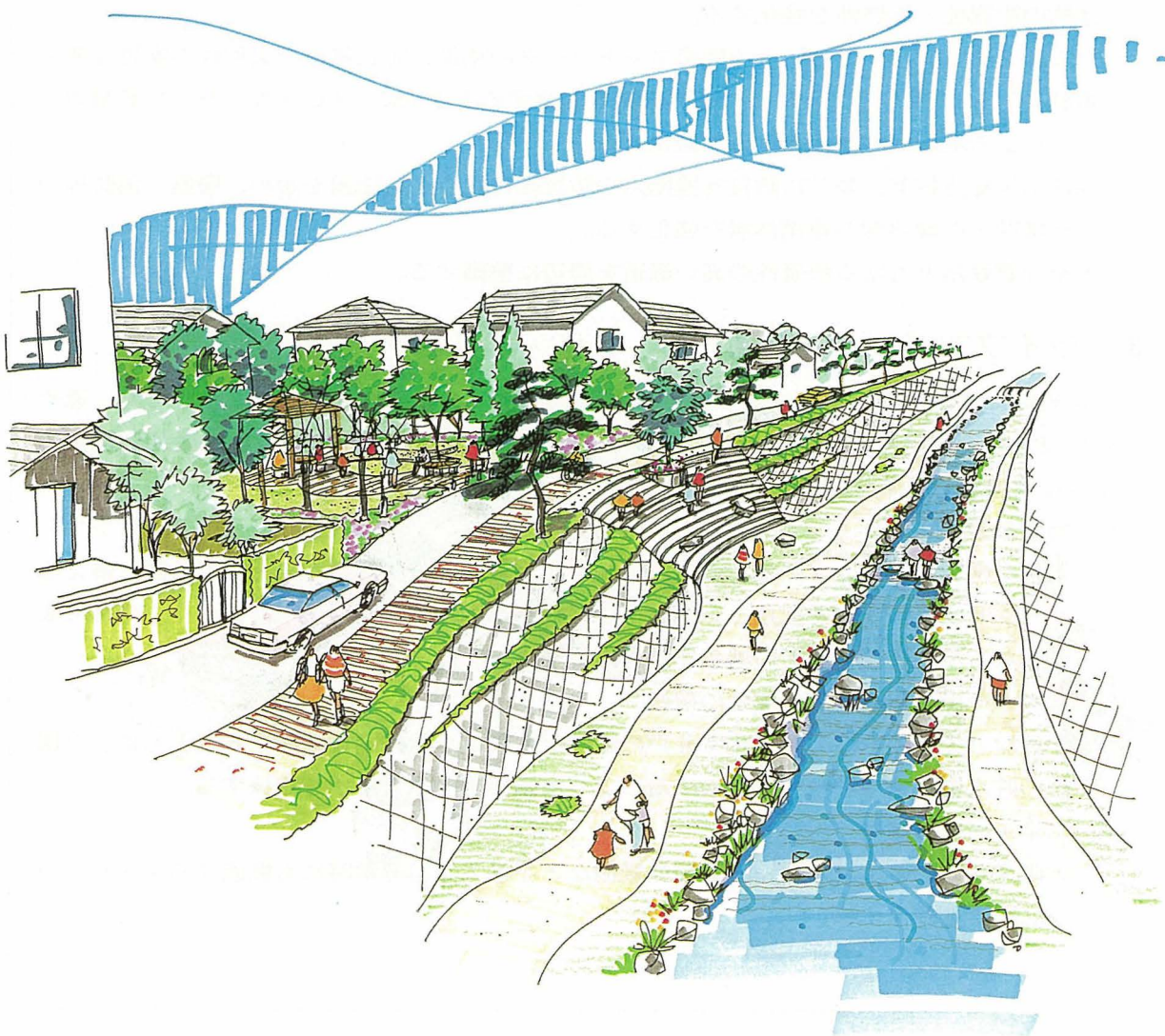
(3) エネルギーの確保

太陽光などの新エネルギーや自家発電機などを導入し、非常時にも機能するエネルギーシステムを確保する。

水とみどりの都市づくり

目 的

アメニティの高い快適空間として、また緊急時には安全な避難空間や消火用水・生活用水が活用できる空間として、水とみどりに日常的にふれあえる空間づくりを進め、快適で災害に強い都市を形成する。



計画の概要

1 水とみどりのネットワークづくり

(1) 緑地軸の整備

- ① 山や海の自然を市街地に引き込む水とみどりのネットワークを形成し、自然や生きものと日常的にふれあうことができ、災害時には延焼を遮断し、避難路や避難地となる憩いの空間を確保する。
- ② まちづくりにあわせ、建物と道路を一体的に利用した遊歩道環境を創出し、にぎわいや交流の場として、また防災上有効な空間として、市街地をつないでいく。
- ③ 環境用水や緊急時の水利用として河川流量を安定的に確保するため、淀川水系から市街地に水を導入する阪神疎水構想を進める。

(2) “自然生態ネットワーク”の形成

- ① 緑地軸に加え、さらに細街路や小河川も含めた緑化や水路整備を進め、市街地に点在する公園・緑地をつなぎ、生きものの生息する自然環境を形成する。

(3) 人と自然との共生ゾーンの整備

- ① 人と自然が共生し、住む人にも訪れる人にも、憩いと安らぎを与える魅力と活力にあふれた田園地帯の整備を進める。

2 海とのふれあい

- ・ 須磨・舞子海岸では、海岸防災として養浜・離岸堤を整備し白砂青松の海岸環境を創出するとともに、災害時にも海の拠点となるマリンピア神戸を整備する。
- ・ 神戸港では、港湾機能との調和を図りながら広場や遊歩道などによる親水空間づくりを進めるとともに、非常時の利水・避難空間として活用する。

3 地域のシンボルとしての水とみどり

(1) みどり豊かな街並みの形成

学校庭園やまちなかの小規模空間を利用してみどりの広場を整備するとともに、生垣化や屋上緑化・壁面緑化を推奨・助成し、快適で災害にも強いみどり豊かな街並みを形成する。

(2) 井戸水や雨水の活用

まちかどの公園や広場に井戸や雨水貯留槽を設置し、地域のシンボルとして地域活動やイベントに活用し、災害時には初期消火や生活・飲料用水として利用する。

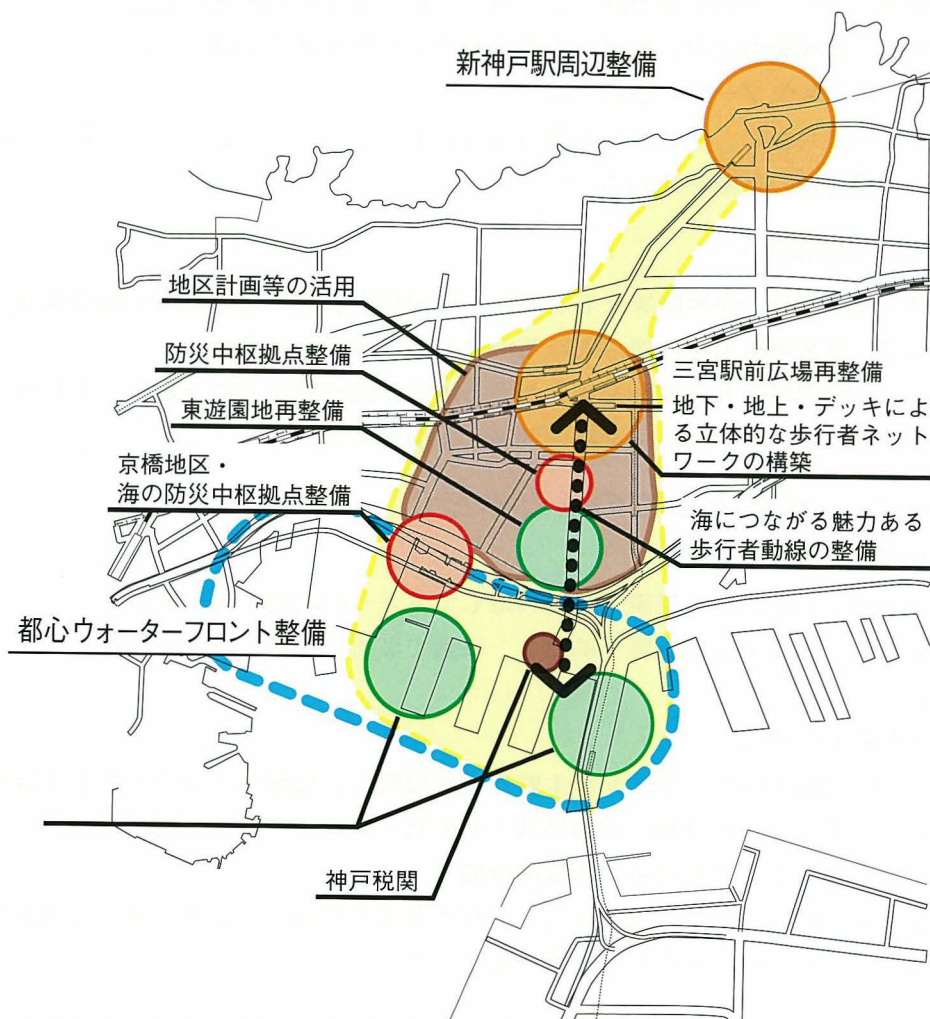
(3) 雨水・下水処理水などを利用した環境整備

貯留した雨水や下水の高度処理水を、河川の上流や公園などの人工池、道路沿いの水路に放流し、まちなかに豊かな水環境を創造する。

海につながる都心シンボルゾーンの整備

目的

三宮駅を中心に新神戸から新港第4突堤周辺の都心ウォーターフロント地域にいたるゾーンを、国際港都神戸の復興をアピールするシンボルゾーンとして位置づけ、防災拠点の整備や震災復興を記念する公園・緑地の整備を行うとともに、駅前空間の再整備や周辺街区の一体的復興をめざして立体的な歩行者ネットワークの構築など、快適で災害にも強い魅力ある新たな都市環境を創造する。



計画の概要

1 対象地域 新神戸駅周辺～ＪＲ三宮駅～市役所～東遊園地～新港第４突堤周辺

2 内 容

(1) 概要

市役所周辺を、東遊園地、フラワーロードが一体となった市街地の防災中枢拠点として再整備するとともに、京橋地区周辺を港の防災中枢拠点として整備し、都心防災機能の強化を図る。

防災中枢拠点の整備にあわせ、東遊園地の拡張・再整備による震災復興を記念する公園・緑地空間を創出するとともに、ターミナル中枢である三宮駅の駅前広場の再整備や地下・地上・デッキによる立体的な歩行者ネットワークの構築を行うことにより総合的な復興を進める。また、神戸港発展の基礎となった最初の近代港湾施設である新港突堤西地区での新しい港湾環境を創造し、都心との有機的連携を図ることにより都心中枢部とウォーターフロントが融合した、魅力ある都心環境の創造を行う。また新神戸から税関線に沿ったウォーターフロントまでの地域を復興における景観形成の重点地域として魅力ある景観誘導を行い、国際港都の震災復興にふさわしいシンボルゾーンの形成を進める。

(2) 主な事業計画

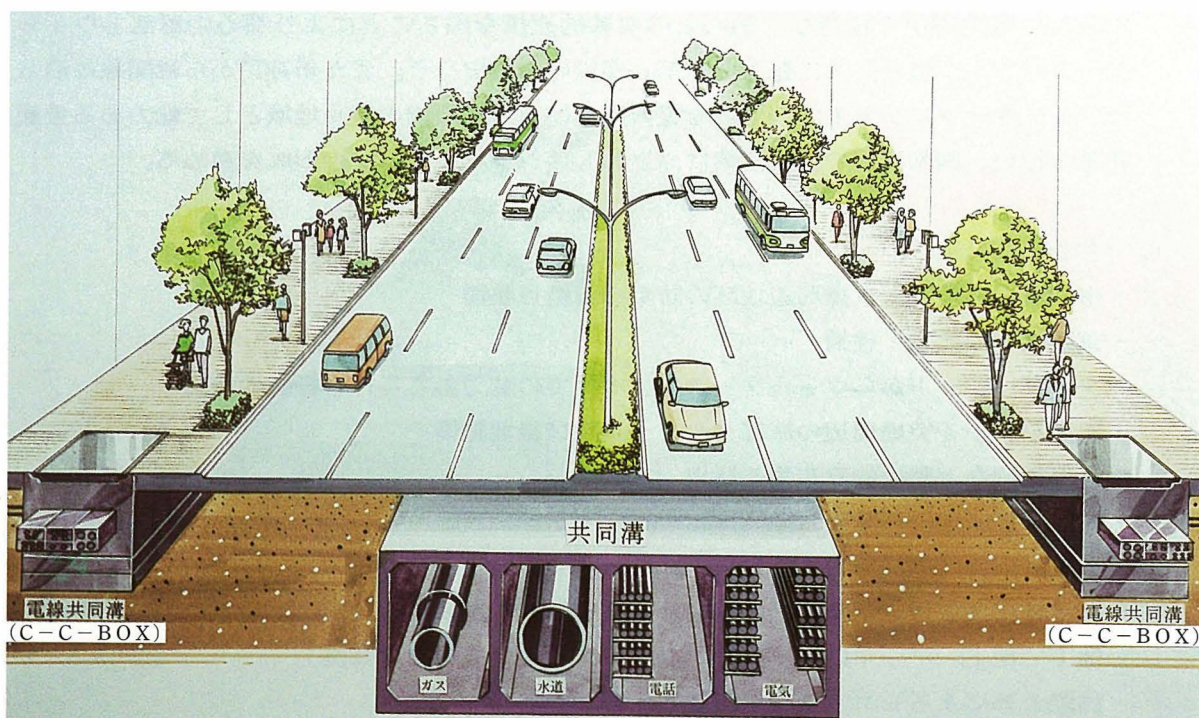
- ・市役所周辺地区・京橋周辺地区の防災中枢拠点整備
- ・東遊園地の拡張・整備
- ・フラワーロードからウォーターフロントまでの魅力ある歩行者動線の整備
- ・新港第１・４突堤周辺の旅客ターミナル及び緑地整備
- ・神戸税関など歴史的建造物の活用
- ・三宮駅前広場の再整備
- ・地区計画制度の活用による周辺街区の一体的復興
- ・都市景観地域指定制度等の活用による周辺街区の景観誘導
- ・地下・地上・デッキによる立体的な歩行者ネットワークの構築
- ・国際公募によるモニュメント設置

災害に強いライフラインの整備

目的

水道、工業用水道、下水道、電気、ガス、通信等、都市活動や市民生活になくってはならないライフラインについては、耐震性を強化するとともに、寸断された場合においても早期復旧が可能な構造や体制を確立する。

共同溝イメージ図



計画の概要

1. 共同溝の整備

国道2号における共同溝事業を促進する。さらに、東西幹線の強化及び多系統化を実施するとともに、再掘削防止を促進するため、山手幹線地下に神戸山手共同溝を設置する。

(計画概要)

(1) 2号共同溝(整備中)

- ・整備延長: 6.5km
- ・整備区間: 中央区～長田区
- ・整備年度: 平成13年度完成予定(目標年度)

(2) 2号共同溝(計画)

- ・整備延長: 9.7km
- ・整備区間: 東灘区～中央区
- ・整備年度: 平成11年度以内着手

(3) (仮称) 神戸山手共同溝Ⅰ期

- ・整備延長: 7.7km
- ・整備予定区間: 中央区～須磨区
- ・整備年度: 平成8年度以降

2. 大容量送水管の整備

震災経験をふまえ、阪神水道企業団からの送水施設の危険分散を図るため、大需要地である市街地を通り、また緊急時の貯水機能と送水系統間の相互連携機能を合わせ持つ大容量送水管を設置する。

(計画概要)

- ・計画延長: 神戸市内約27km
- ・布設予定: 市境～奥平野浄水場～須磨区内
- ・計画口径: $\phi 2,600 \sim \phi 1,000$
- ・計画最大送水能力: 約60万 m^3
- ・管内容量: 神戸市内約7万 m^3
- ・整備年度: 平成9年度以降

3. 災害時にも機能する下水処理システムの確立

下水道については、処理場間のネットワーク、幹線の多系統化等を行うことにより代替機能の確保を図る。また、高度処理水を利用した親水空間を整備し、緊急時には消火用水、生活用水などへの活用を図る。

(計画概要)

- ・幹線の多系統化(六甲アイランド連絡幹線他3幹線)
- ・処理場間のネットワークの形成(東灘山手幹線他2幹線)
- ・ポートアイランド処理場、鈴蘭台処理場周辺において高度処理水を活用した親水空間を整備する。

災害文化の継承

目 的

災害に対する意識の風化、地域の防災力の低下を防ぎ、災害に対する対応力を高めるため、今回の震災をはじめとするこれまでの災害による教訓を掘り起こし、災害とのかかわりから得られた知恵・技能・自然観を日常的に生かし、地域固有の文化として継承していく。



計画の概要

1 災害を知る

(1) 災害研究機関との連携

国の防災関係機関を集めた神戸防災合同庁舎の立地を図るとともに、地元の大学を始め、全国・全世界の災害研究機関と連携し、災害に関する調査研究やあらゆる情報の拠点を形成する。

(2) 市民への災害情報・学習機会の提供

災害経験を風化させることのないよう「防災カルテ」「防災読本」などを作成し、「防災語り部」などによる生涯学習やフォーラムの場などを通じて広く災害情報や学習機会を提供する。

2 経験・知恵を継承する

(1) 災害文化継承拠点の整備

神戸固有の地域文化として災害文化を熟成・継承していく拠点として、知識だけでなく体験を通じて防災意識を高めることができる「災害科学博物館」や、震災復興のシンボルとしての「震災復興記念公園」を整備する。

(2) 災害文化継承事業の推進

震災による経験や教訓を忘れないため「(仮称)震災の日(1・17)」を設定し、毎年防災訓練を兼ねた記念事業などを展開し、全世界に対し災害に対する備えの重要性を情報発信するとともに、後世に継承していく。

3 地域の防災力を高める

(1) 防災福祉コミュニティの形成

住民参加により「コミュニティ防災計画」を策定し、雨水貯留槽や地域の防災公園など防災に関する地域シンボルを核に、防災訓練、自主防災組織の育成、防災まちづくりイベントなどを通じて、日頃から防災コミュニティを形成し、地域の防災力を高める。

(2) 地域や家庭での防災力の向上

災害に強いまちづくりや家庭での安全への備えや物資の備蓄など、地域や家庭における防災力の向上を支援するため、「防災マニュアル」などを制定し、防災意識の啓発に努める。

災害科学博物館及び20世紀博物館群構想の推進

目 的

20世紀博物館群構想は、科学・技術を中心に、20世紀に発達してきた産業や文化の成果を収集・展示し、総合的・体系的に21世紀へ継承するため、さまざまな領域の博物館群を集積する成長発展型の施設群であり、長期的な視点のもと推進することとしている。

災害科学博物館は、20世紀博物館群構想のひとつとして位置づけられているが、阪神淡路大震災を総合的・体系的に記録・保存・検証し、その体験を被災地だけでなく全世界の共通財産として将来に継承するとともに、地震をはじめ各種災害に関する調査研究を行い、その成果を広く普及・啓発することにより、21世紀の防災都市の実現に寄与するものとして早期の具体化に向けて推進する。

20世紀博物館群構想イメージ図



計画の概要

[20世紀博物館群構想]

1 計画位置 北区山田町藍那

2 内 容

20世紀博物館群構想は、国営明石海峡公園神戸地区隣接地において、科学・技術を通じて20世紀の文明を展示する博物館施設群を中心として、研究開発施設群、業務施設群、共同利用施設群、公園・緑地などのレクリエーション施設群からなる情報都市づくりを行うもので、国、地方公共団体、各種団体、民間企業など様々な設置主体の博物館の誘致・整備を進めるため、関係省庁や学界、経済界など各方面の支援を得ながら、長期的な視点のもと、息長く着実な事業として推進する。

[災害科学博物館]

1 計画位置 都心地域

2 内 容

(1) 概要

阪神・淡路大震災に関する総合的、体系的な記録を行うとともに、地震など多様な都市災害に関する総合的な研究機能を持ち、災害に強い21世紀の都市基盤や社会システムを地球的視野の下に展望できる、防災に関する国際的な博物館を整備促進する。

(2) 位置づけ

- ・国家的な基幹施設として整備
- ・阪神・淡路大震災のメモリアルとして整備

(3) 博物館の特徴

- ・阪神・淡路大震災に関する総合的・体系的な記録をはじめ、世界各国の都市災害に関する総合的な資料収集、及び災害・防災に関する体系的な展示・情報提供
- ・地震など各種災害に関する総合的な調査研究
- ・都市防災に関して興味深く学ぶことができる生涯学習や専門的な人材育成
- ・国内外の関係機関との技術、情報、人的交流やフォーラムの開催などによる国際貢献

3. その他

- (1) 災害科学博物館は、20世紀博物館基本構想委員会から、震災復興に向けて、緊急提言されたものである。
- (2) 災害科学博物館の整備促進に向けて、関係省庁・学界・経済界などの協力を得て、阪神・淡路大震災の経験を後世に継承し、世界にアピールするとともに、博物館の運営も行うことができる組織の設立を検討する。

第6章

実現に向けて

阪神・淡路大震災で被った甚大な被害から、市民生活と都市機能を一日も早く回復し、本計画の効果的で円滑な遂行により、21世紀の国際都市神戸にふさわしい復興を図るため、以下の事項に留意するとともに、市民や事業者、国や県等関係機関、さらには全世界の人々の理解と協力を求めている。

1 市民生活の早期平常化と都市基盤の早期復旧

震災から5か月が経過し、ライフラインや鉄道の復旧により、市民生活は落ち着きを取り戻しつつあるが、市内にはなお震災の傷痕が痛々しく残り、まだ多くの人々が避難所生活を余儀なくされている。現在、仮設住宅の増設や生活自立への支援等を進めているが、今後も市民生活の平常化に向けて取り組みを強化していかなければならない。

また、生活再建の基盤である住宅の供給とともに、現在も鋭意進めている都市基盤の早期復旧に全力をあげ、復旧から本格的な復興への円滑な移行を図っていかなければならない。同時に、震災で傷ついた心のケアや文化・芸術にふれる機会の提供・環境整備など復興へ立ち向かう市民を元気づける施策の実施も忘れてはならない。

2 復興事業の効果的・効率的な推進

復興事業を効果的・効率的に進めていくためには、事業や施策の優先順位を常に意識し、市民の意見を十分に聴いて、緊急性が高く、事業の波及効果の大きなものから着実に実施していかなければならない。

また、事業の実施にあたっては、総合的な視点から事業・施策間の調整を図り、効果が最大となるよう努めなければならない。

さらに、復興事業の進捗状況の的確な把握と進行管理を行うとともに、社会・経済情勢の変化をふまえ、必要に応じ見直しを行っていかなければならない。

3 行財政改善の推進

震災の影響により、神戸市の税収は大きく落ち込む一方、復興のための事業費は莫大なものとなる。今後、都市イメージの回復と産業振興などを進めることにより、税源の涵養を図っていかなければならないが、当分の間は極めて厳しい財政状況が予想される。

このような中で、都市基盤の整備や住宅の復興を図るとともに、震災により新たに発生した行政需要にも対応していくためには、市民ニーズの変化や費用効果の面から既存事業を再点検するなど、様々な観点からコストの削減に努め、効果的な行政運営を進める。

また、復興を進めていくためには、総合的な行政展開や市民と直結した区の機能強化・充実が必要であり、早急に機能的な執行体制のあり方についての検討に着手する一方で、職員の士気を高め、経験や能力が十分に発揮できる環境づくりを進めていかなければならない。

4 国の強力な支援と地域の連携

この度の地震は、日本ではじめての大都市直下型の地震であり、震災で被った被害はあまりにも大きく、一自治体の力で復興を図るには限界があると言わざるを得ない。また、神戸はすぐれて開放的で洗練された文化を育み、産業や物流面でも関西圏で重要な位置を占めていることや神戸港や幹線道路網などの復旧・復興の遅れが地域を越えて広く日本経済全体に及ぼす影響の大きさを考えれば、神戸の復興は、国家的視点からも喫緊の課題である。

今回の震災を教訓にして、日本全体として災害に強い国土づくりを進めていくことが強く求められており、被災を受けた地域を安全で安心して暮らせる先導的なモデル地域として再生するため、国の重点的な公共投資が望まれる。また、現在日本が直面している産業の空洞化の懸念に対応する先駆的な施策により神戸の復興事業を推進し、日本経済全体の発展につなげていくことが求められている。したがって、今後も市としての最大限の自助努力をしていく一方で、国に対しても、財源確保をはじめとする復興事業に対する強力な支援措置を求めていく必要がある。

さらに、神戸だけでなく被災した地域全体が震災を乗り越え、以前にもまして魅力ある地域として再生していくことが必要であり、県及び隣接する市町と手を携えて復興を図っていかねばならない。

5 規制緩和と民間活力の積極的活用

復興を円滑に進めていくためには、公的部門の事業だけでなく、民間活力を積極的に導入していくことが不可欠である。特に、早期に大量の供給が必要な住宅については、様々な支援制度を活用した民間部門による住宅建設を促進することが重要である。

また、震災は不幸な出来事であったが、それを契機に神戸が開港当時の原点に立ち戻り、アジアをはじめ世界の人々が自由に交流・交易し、新たな産業や文化を神戸から創造・発信していく21世紀にふさわしい国際都市として復興していかなければならない。そのためには、旺盛な民間活動を促す思いきったインセンティブの付与や規制緩和を、国や県の協力を得ながら、進めていく必要がある。

さらに、まちづくりをはじめ市民生活に直結した分野での法制度上の権限のあり方や手続きの簡素化についての検討を、被災を受けた都市として先導的に働きかけていくことが求められている。

6 協働による豊かな市民社会の形成

復興の主役は、一人ひとりの市民である。この度の震災でも地域コミュニティの大切さが明らかになった。今後も、市民が積極的に地域活動に参画したり、事業者も地域社会の一員としてこれまで以上に社会的な活動をすることが期待されている。また、民間国際協力団体（N G O）やボランティア団体の自主的な活動が果たした大きな役割を認識し、市とそれらの団体との協力連携により、人間的で豊かな市民社会を形成していくことが求められている。

行政としても、市民への的確な情報提供を行うとともに、市民の声を十分に聴き、自主的な地域活動を積極的に支援し、市民・事業者・市の協働のまちづくりの実践により、地域が一丸となって復興を進めていく。

復興の道のりは遠く、けわしいが、復興にかかわるすべての市民や団体がお互いに他を思いやり、ともに知恵を出し、汗を流し、世界の人々に誇れる神戸を創っていかなければならない。

附 属 資 料

1. 被災の状況

(1) 平成7年兵庫県南部地震の概要

平成7年1月17日未明に阪神・淡路地域を襲った「兵庫県南部地震」は、日本で初めての近代的大都市における直下型地震であり、大きな破壊力をもって、未曾有の被害をもたらした。

- ① 発生日時 平成7年1月17日午前5時46分
- ② 震源 淡路島（北緯34.6' 東経135.0'）、震源深さ約20km
- ③ 規模 マグニチュード7.2
- ④ 震度 震度6（一部地域で震度7）
- ⑤ 特徴 横揺れと縦揺れが同時に発生

(2) 神戸市の被災状況等

震災は、多くの命を奪うとともに、都市基盤や建築物に甚大な被害を与え、市民に直接的な大被害を与えた。また、復旧の長期化に伴い、産業、都市機能、生活などに様々な間接的影響を及ぼしている。

① 市民生活の被害

○多大な犠牲者

- ・死亡者[※]3,891人、不明1人、負傷者14,679人（6/30現在）

※その後の見直しにより4,319人に変更

- ・高齢者（60歳以上）が死亡者の52%
- ・家屋倒壊による死者多数

○避難

- ・避難人数236,899人、避難箇所599箇所（ピーク時）

○公共施設の甚大な被害

- ・市役所、病院等の重要公共施設の破損、倒壊

○学校教育・社会教育・文化施設の甚大な被害

- ・学校の約80%が被災
- ・博物館、中央図書館旧館、ポートアイランドスポーツセンター等の破損、倒壊
- ・酒蔵、異人館等の破損、倒壊

② 都市機能の被害

○建築物、構造物の甚大な被害

- ・全壊54,949棟、半壊31,783棟（2/5現在）

○火災による焼損

- ・全壊 7,061棟、半壊 331棟 (4/14現在)
- ・焼損(敷地)面積 約64ha
- ・火災件数 176件

○交通ネットワークの寸断

- ・阪神高速道路3号神戸線、同5号湾岸線等の倒壊
- ・陥没、高架構造物の落下、建築物倒壊等による道路不通
- ・鉄道の寸断
- ・海上都市へのアクセスの寸断

○港湾施設等が壊滅的被害

- ・コンテナバース、岸壁等がほとんど全て使用不能
- ・港湾幹線道路の寸断

○埋立地の液状化

- ・東部2～4工区、ポートアイランド等で液状化

○ライフラインの寸断

- ・電気 市内全域停止
- ・電話 約25%停止
- ・水道 市内全域停止
- ・ガス 約80%停止
- ・下水道 管梁破損及び処理場の機能停止(3/7箇所)
- ・クリーンセンター 全クリーンセンターの運転停止

○公園

- ・1/3の公園が擁壁崩壊、舗装陥没、地割れ等の被害

○河川

- ・二級河川約110箇所、準用・普通河川約40箇所破損

○治山・砂防

- ・緊急復旧を要する箇所 162箇所

○社会・産業面の資本ストック全体の損壊額(推定値)

- ・約6兆9千億円

③ 神戸産業の被害

○基幹事業所及び製造大手企業の被害

- ・本社等中枢建築物の倒壊
- ・生産ラインの停止

○中小企業・地場産業の被害

・ケミカルシューズ 約80%が全半壊または全半焼

・清酒造 31社中17社が全半壊

○市場・商店街の被害

・商店街の約1/3、市場の約半数が甚大な被害

○観光・コンベンション施設

・観光施設、宿泊施設、コンベンション施設などで建物損壊などの被害

○農漁業施設の破損

・漁港、漁船だまり、農地、農業用施設等が多数被害

④ その他

上記の直接的被害にとどまらず、避難所生活の長期化、それに伴う精神的疲労や子ども・高齢者・障害者等への心理的影響、学校等教育機能の低下、ライフラインの復旧の遅れ・交通渋滞などによる不便な生活の長期化や都市機能の低下、雇用の不安定化など市民の生活に対し、様々な面において、影響を及ぼした。

また、産業面においても、企業の市外への移転や被災による生産量の低下、港湾施設の被害に伴うコンテナ貨物の他港へのシフト、高速道路の寸断や復旧工事による交通容量の不足等により、神戸のみならず、日本経済へ深刻な影響を与えた。

さらに、大量の災害廃棄物処理の長期化や、これに伴う環境への影響など、震災がもたらした被害は、広範囲で多方面にわたる深刻なものとなっている。

(市街地の被害状況)

(棟)

	東 灘	灘	中 央	兵 庫	長 田	須 磨	垂水	西	北	合 計	日時
死亡者	1,332	857	183	442	763	309	2	2	1	3,891	6/30
避難箇所 避難人数	120 65,859	74 40,394	86 39,090	96 26,300	79 55,641	69 21,604	41 4,747	16 1,787	29 2,360	599 236,899	ピーク時
全 壊 半 壊	11,171 3,098	11,693 3,559	4,947 3,420	8,374 4,422	12,515 4,994	6,042 4,093	90 5,520	0 1,500	117 1,177	54,949 31,783	2/5
全 焼 半 焼	326 54	462 102	68 47	1,084 13	3,986 87	1,127 22	4 5	1 1	3 0	7,061 331	4/14

2. 緊急復旧事業

(1) 生活の再建に向けて

① 居住の安定

- 一時使用住宅の供給 33,621戸
- 応急仮設住宅の建設：神戸市内29,178戸、神戸市外2,966戸
- 公的住宅空き家：1,477戸
- 災害復興住宅特別融資（個人向け）
- 特定優良賃貸住宅への家賃補助
- 罹災者優遇分譲住宅の提供
- 住宅の応急修理
- 高齢者・障害者・子供への援護
- 特別養護老人ホームや障害者施設等への短期受入れ、二次避難所の開設

② 生活の安定

- 生活福祉資金特別貸付（1/27～2/9）
- 義援金の配分
- 災害見舞金（援護金）の支給
- 災害弔慰金の支給
- 税・使用料の減免（主なもの）
 - ・個人市民税、固定資産税、都市計画税の減免
 - ・使用に著しい障害のある住宅入居者に対する市営住宅使用料の免除
 - ・幼稚園保育料・入園料、高校授業料・入学金等の免除
- 学校教育活動の再開、教科書等の配布
- 仮設教室の建設
- 教育復興担当教員の配置
- 就学援助、奨学金の支給
- 臨時保育所等の建設
- 仮設児童館の建設

(2) 産業の再生に向けて

① 中小企業対策

- 中小企業総合相談所の設置（1/25～4/26）
- 中小企業融資
 - ・震災復旧特別融資（2/15～7/31（融資実行分））

- ・震災復旧特例無担保無保証人融資（2／15～7／31（融資実行分））
- 仮設賃貸工場の建設（第1・2次募集）
170戸（300社程度入居可能）

② 市場・商店街の再建

- 共同仮設店舗の建設費・借受費補助

③ 神戸港の機能回復

- 緊急海上交通ルートの確保（最大12ルート）
- 定期航路の再開（128／201航路 6／30現在）
- コンテナバースの暫定供用（着岸可能バース 107／239バース 6／30現在）

(3) 市街地の復旧に向けて

① ライフラインの復旧

- 電気：1／23応急復旧完了（不通期間7日間）
- 電話：1／31応急復旧完了（不通期間15日間）
- 水道：4／17応急復旧完了（不通期間91日間）
- ガス：4／11応急復旧完了（不通期間85日間）
- 下水道：5／1 応急復旧完了（不通期間105日間）
- クリーンセンター：2／20応急復旧完了

② 交通網の復旧

○鉄道等	J R 山陽新幹線	4／8	全線復旧
(6／30現在)	J R 東海道・山陽本線	4／1	〃
	阪急電鉄	6／12	〃
	山陽電鉄	6／18	〃
	神戸電鉄	6／22	〃
	阪神電鉄	6／26	〃
	北神急行	1／18	〃
	市営地下鉄	3／31	〃
	神戸高速	8月中旬全線復旧見込	
	神戸新交通ポートライナー	7月末全線復旧見込	
	神戸新交通六甲ライナー	8月末全線復旧見込	
	鉄道代替バス	ピーク時1日22万人を輸送	
	市バス	6／22全73路線運行開始	

○道路

阪神高速道路 3号神戸線 市内全線不通

平成8年内全線復旧見込

5号湾岸線 (7/1より) 六甲アイランドまで暫定開通

平成7年9月全線復旧見込

ハーバーハイウェイ 平成8年8月全線復旧見込み

浜手バイパス 平成8年秋全線復旧見込み

一般道路 1/23に幹線道路応急復旧完了(橋梁、高架構造物落下除く)

○交通規制 国道2号及び43号等にて実施

③ ガレキ等撤去及び処分

○撤去費の公的補助

○処分地の確保

○解体撤去工事に伴うアスベスト粉塵対策等の実施

④ 被災市街地での緊急対応

○建築基準法第84条区域指定(6地区:森南・六甲道駅周辺・松本・御菅・新長田駅周辺・三宮地区、約233ha、2/1指定)

○震災復興緊急整備条例の制定

震災復興促進区域の指定 (約5,887ha 2/16指定)

重点復興地域の指定 (約1,225ha、24地域、3/17指定)

○5地区(第84条区域で三宮除く)における都市計画決定(3/17決定)

○三宮地区における都市計画決定(4/28)

3. 神戸市復興計画策定までの経緯

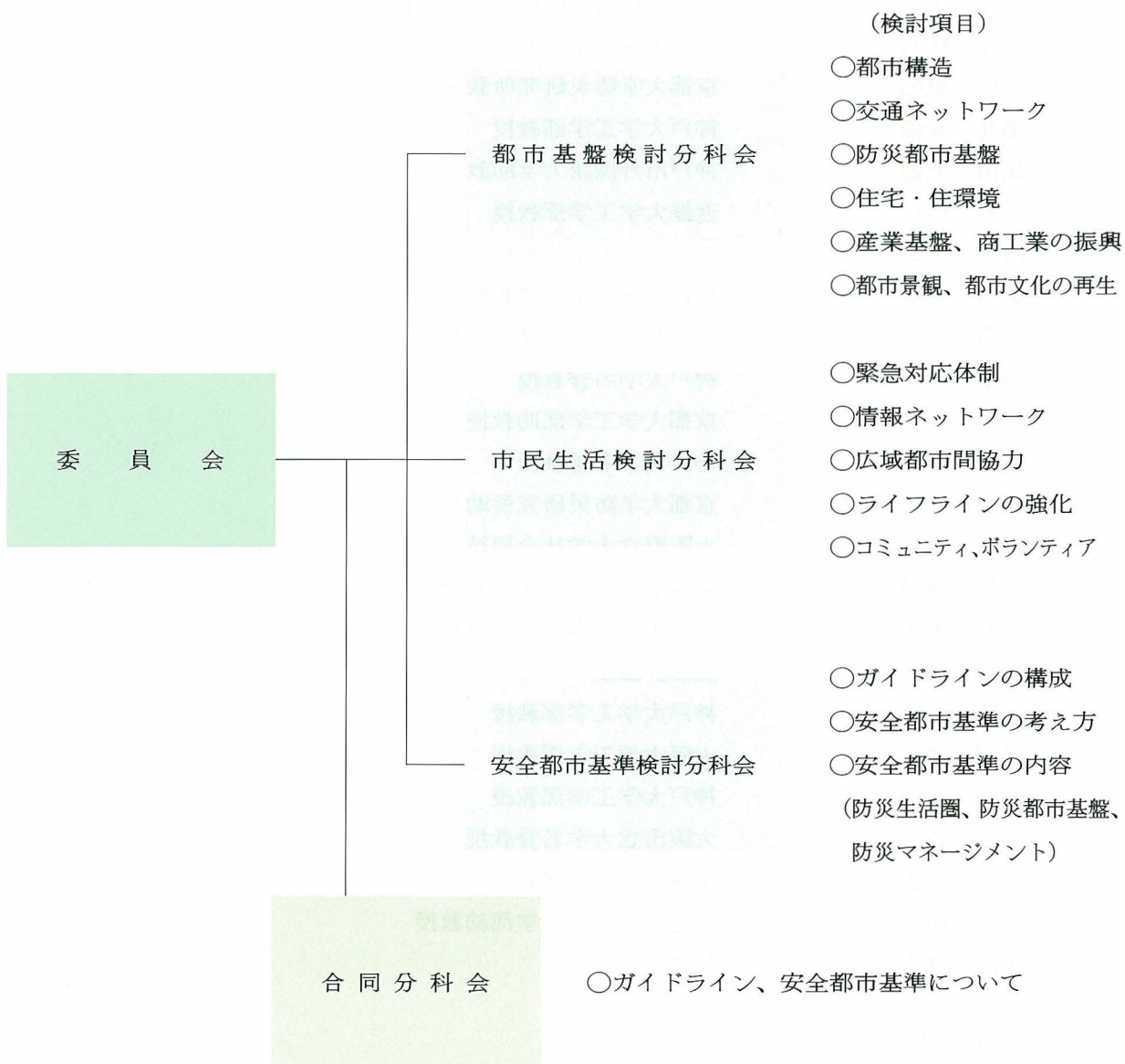
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災発生
1月26日	神戸市震災復興本部設置
2月7日	第1回神戸市復興計画検討委員会開催 市民生活検討分科会，都市基盤検討分科会，安全都市基準検討分科会を設置し、延べ14回の委員会、分科会を開催し、復興計画策定のためのガイドラインを検討・作成。
3月23日	神戸の復興に向けての提言募集（～4月21日）
3月27日	第3回（最終）神戸市復興計画検討委員会開催 「神戸市復興計画ガイドライン」発表
3月28日	復興計画についての職員特別提言募集（～4月21日）
3月29日	市政アドバイザー意識調査－阪神・淡路大震災と復興について－ （～4月7日）
4月22日	第1回神戸市復興計画審議会開催 市民生活小委員会，都市活力小委員会，安全都市小委員会を設置し、延べ12回の審議会、小委員会を開催し、復興計画について審議。
6月26日	第3回（最終）神戸市復興計画審議会開催
6月29日	神戸市復興計画審議会・堯天会長から市長に答申
6月30日	「神戸市復興計画」発表

4. 神戸市復興計画検討委員会

(1) 神戸市復興計画検討委員会の目的

神戸市復興計画検討委員会は、復興計画に盛り込むべき内容や安全都市基準の考え方について検討を行い、「神戸市復興計画」の指針となる「神戸市復興計画ガイドライン」を策定することを目的とする。

(2) 神戸市復興計画検討委員会組織



(3) 神戸市復興計画検討委員会名簿（平成7年3月末現在）

・◎印は委員長、○印は副委員長、☆印は主務を示す。

（敬称略・五十音順）

〔学識経験者27名〕

青山 英康	岡山大学医学部教授
○伊賀 隆	流通科学大学商学部長
今井 鎮雄	神戸YMCA顧問
加藤 恵正	神戸商科大学商経学部助教授
紙野 桂人	大阪大学工学部教授
河田 恵昭	京都大学防災研究所教授
櫻井 春輔	神戸大学工学部教授
品田 充儀	神戸市外国語大学助教授
高井 広行	近畿大学工学部教授
高田 至郎	神戸大学工学部教授
高田 光雄	京都大学工学部助教授
田中 國夫	追手門学院大学文学部教授
○田中 茂	神戸大学名誉教授
中川 大	京都大学工学部助教授
◎新野 幸次郎	神戸大学名誉教授
林 春男	京都大学防災研究所助教授
牧里 毎治	大阪府立大学社会福祉学部助教授
真砂 泰輔	関西学院大学法学部教授
宮原 秀夫	大阪大学基礎工学部教授
三輪 昌子	生活評論家
☆室崎 益輝	神戸大学工学部教授
☆盛岡 通	大阪大学工学部教授
☆安田 丑作	神戸大学工学部教授
山本 登	大阪市立大学名誉教授
吉川 和広	関西大学工学部教授
吉田 順一	流通科学大学商学部助教授
米山 俊直	放送大学教授

〔神戸市職員〕

山下 彰啓	神戸市震災復興本部総括局長 兼企画調整局長
-------	--------------------------

5. 神戸市復興計画審議会

(1) 神戸市復興計画審議会規則

(平成7年4月1日)
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、神戸市復興計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、市長が定める数の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市会議員
- (3) 市民
- (4) 民間各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員（特別職に属する者を含む。）

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長があらかじめ指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(小委員会)

第6条 審議会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、審議会から付議されて事項を所掌する。

3 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

(委員長及び副委員長)

第7条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選によって定める。

3 委員長は、小委員会に関する事務を処理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総括局において処理する。

(施行細目の委任)

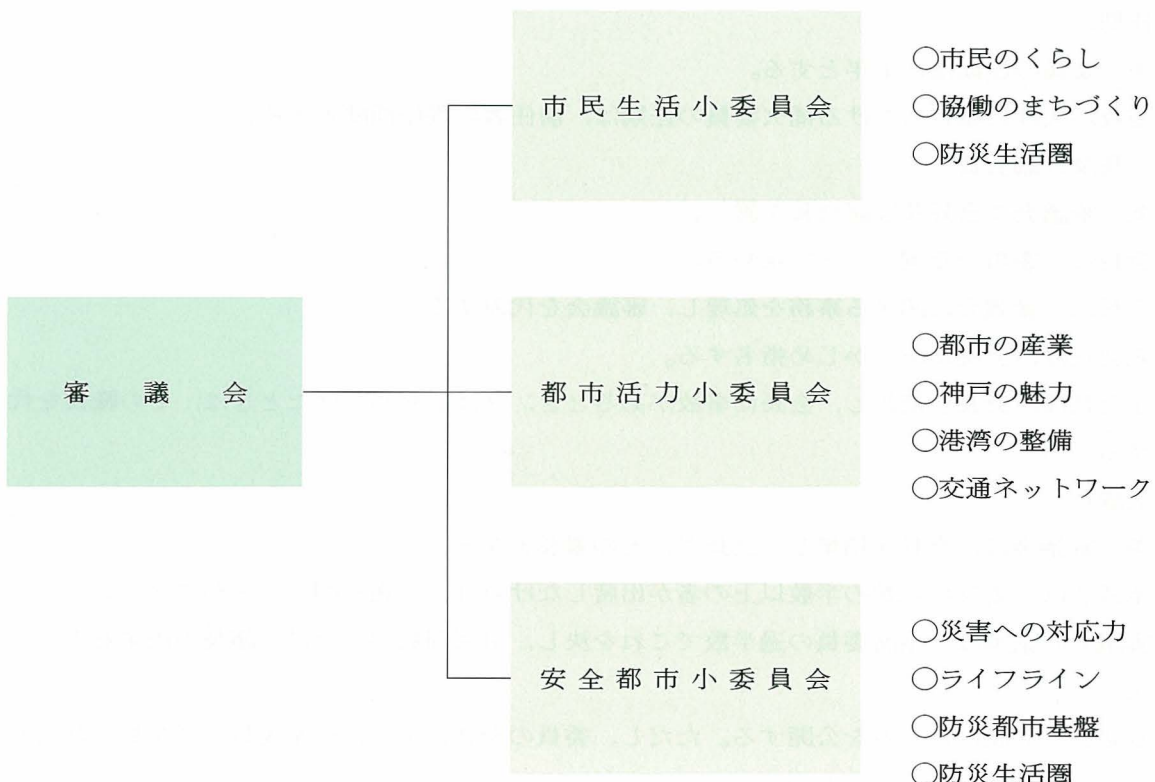
第9条 この規則の施行に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 神戸市復興計画審議会組織

(審議の範囲)



(3) 神戸市復興計画審議会委員名簿（平成7年6月30日現在）

- ・◎印は会長、○印は副会長を示す。
- ・（市民）、（都市）、（安全）は、市民生活小委員会、都市活力小委員会、安全都市小委員会の所属を示し、★印は委員長、☆は副委員長を示す。

（敬称略・順不同）

1) 学識経験者（40）

青山 英康（市民）	岡山大学医学部教授
○伊賀 隆	流通科学大学商学部長
伊藤 滋（安全）	慶応大学環境情報学部教授
★今井 鎮雄（市民）	神戸YMCA顧問
沖村 孝（安全）	神戸大学工学部助教授
加藤 恵正（都市）	神戸商科大学商経学部教授
★紙野 桂人（安全）	大阪大学工学部教授
河田 恵昭（安全）	京都大学防災研究所教授
◎堯天 義久	神戸大学名誉教授
金 東勲（市民）	龍谷大学法学部教授
黒田 勝彦（都市）	神戸大学工学部教授
近藤 公夫（安全）	神戸芸術工科大学芸術工学部教授
櫻井 春輔（安全）	神戸大学工学部教授
品田 充儀（安全）	神戸市外国語大学助教授
芹田健太郎（市民）	神戸大学大学院国際協力研究科長
高井 広行（安全）	近畿大学工学部教授
高田 至郎（安全）	神戸大学工学部教授
高田 光雄（市民）	京都大学工学部助教授
田中 國夫（安全）	追手門学院大学人間学部教授
○田中 茂	神戸大学名誉教授
田中 央（都市）	神戸芸術工科大学芸術工学部教授
田辺 重徳（市民）	神戸弁護士会会長
谷本 喜一（安全）	神戸大学名誉教授
土岐 憲三（安全）	京都大学工学部教授
中川 大（都市）	京都大学工学部助教授
林 春男（安全）	京都大学防災研究所助教授
牧里 毎治（市民）	大阪府立大学社会福祉学部教授
真砂 泰輔（市民）	関西学院大学法学部教授

水越 敏行（市民）	関西大学総合情報学部教授
宮原 秀夫（都市）	大阪大学基礎工学部教授
三輪 昌子（市民）	生活評論家
村橋 正武（都市）	立命館大学理工学部教授
☆室崎 益輝（安全）	神戸大学工学部教授
☆盛岡 通（市民）	大阪大学工学部教授
☆安田 丑作（都市）	神戸大学工学部教授
山本 登（市民）	大阪市立大学名誉教授
山本 康正（安全）	駒沢大学文学部教授
★吉川 和広（都市）	関西大学工学部教授
吉田 順一（都市）	神戸大学経営学部教授
米山 俊直（都市）	放送大学教授

2) 神戸市会議員（6）

大西希仔二（市民）	神戸市会議員
荻阪 伸秀（安全）	神戸市会議員
寺坂 光夫（市民）	神戸市会議員
平野 昌司（都市）	神戸市会議員
堀之内照子（都市）	神戸市会議員
前島 浩一（安全）	神戸市会議員

3) 民間各種団体の代表者等（43）

住民代表等（25）

浅木 隆子（都市）	中央区区民まちづくり会議委員
砂金 寅夫（市民）	神戸市精神薄弱者育成会会長
岩田 文子（市民）	市政アドバイザー
大杉 昭三（市民）	神戸市身体障害者福祉団体連合会会長
柏木 保夫（都市）	北区区民まちづくり会議座長
糟谷日出男（安全）	神戸市自治会連絡協議会会長
金 鐘海（安全）	市政アドバイザー
草地 賢一（市民）	（財）PHD協会理事
小石 恵子（市民）	市政アドバイザー
妹尾美智子（都市）	神戸市婦人団体協議会専務理事
泰井 綏子（安全）	生活協同組合コープこうべ理事
高嶋 平介（都市）	東灘区区民まちづくり会議委員

武川 恒二（市民）	西区区民まちづくり会議座長
田中喜三雄（市民）	神戸市老人クラブ連合会理事長
谷口 正博（市民）	兵庫区区民まちづくり会議委員
當谷 正幸（安全）	神戸市PTA協議会会長
中山 辰己（市民）	神戸市同和促進協議会会長
橋本 義信（安全）	灘区区民まちづくり会議座長
平林 照夫（市民）	部落解放同盟神戸市連絡協議会事務局長
堀口東四郎（安全）	垂水区区民まちづくり会議座長
三木 康弘（安全）	神戸新聞社論説委員長
皆木 吉泰（安全）	神戸市医師会会長
宮崎 義男（安全）	長田区区民まちづくり会議座長
森元 憲昭（市民）	兵庫県部落解放運動連合会神戸市協議会書記長
山本 末美（市民）	須磨区区民まちづくり会議座長

経済界代表（12）

砂野 耕一（都市）	（社）神戸経済同友会代表幹事
石光 輝男（都市）	（社）神戸貿易協会会長
今井 和男（安全）	神戸市西農業協同組合代表理事組合長
大島 孝（都市）	（社）神戸市機械金属工業会会長
奥田 眞（都市）	神戸市観光・ホテル旅館協会会長
鬼塚喜八郎（都市）	（財）神戸ファッション協会会長
黒澤 満（都市）	兵庫県港運協会会長
根本 二郎（都市）	邦船社代表
藤本 芳秀（都市）	日本ケミカルシューズ工業組合理事長
松平奈良男（市民）	神戸市商店街連合会会長
山田 春三（安全）	神戸市水産会会長
米田 准三（都市）	神戸商工会議所副会頭

労働界代表（6）

石井 亮一（市民）	連合兵庫会長
石田 倫（市民）	神戸市労働組合連合会書記長
桐山 忠之（都市）	連合神戸地域協議会事務局長
塩谷 浩（安全）	連合神戸地域協議会議長
羽根田一清（安全）	連合神戸地域協議会議長代行
峰 広幸（都市）	兵庫県労働組合総連合議長

4) 関係行政機関の職員（8）

稲垣 紘史（都市）	運輸省第三港湾建設局長
岩田 満泰（都市）	通商産業省近畿通商産業局長
大角 宏之（都市）	郵政省近畿電気通信監理局長
谷野龍一郎（安全）	運輸省神戸海運監理部長
辻 寛（市民）	兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部長
戸恒 東人（都市）	大蔵省神戸税関長
西 繁一（安全）	兵庫県警察神戸市警察部長
脇 雅史（都市）	建設省近畿地方建設局長

5) 神戸市職員（3）

田淵 榮次（市民）	神戸市助役
緒方 学（都市）	神戸市助役
小川 卓海（安全）	神戸市助役

以上、委員100名

なお、上記の委員名簿は、平成7年6月現在（答申時点）におけるものである。

*委員の異動

〔（前）上井 三郎	平成7年6月12日委嘱解除
〔（後）前島 浩一	神戸市会議員
〔（前）橘 暉一	平成7年6月12日委嘱解除
〔（後）堀之内照子	神戸市会議員
〔（前）有村 正意	平成7年6月26日委嘱解除
〔（後）大角 宏之	郵政省近畿電気通信監理局長
〔（前）橋本鋼太郎	平成7年6月26日委嘱解除
〔（後）脇 雅史	建設省近畿地方建設局長

(4) 神戸市復興計画審議会審議経過

第 1 回審議会		
4 月 22 日 13 : 30～ 市役所 1 号館14階 大会議室		
第 1 回市民生活小委員会 4 月 27 日 10 : 00～ 市役所 1 号館14階 特別会議室	第 1 回都市活力小委員会 4 月 28 日 10 : 00～ 市役所 1 号館26階 第 1 委員会室	第 1 回安全都市小委員会 4 月 25 日 13 : 30～ 市役所 1 号館14階 特別会議室
第 2 回審議会		
5 月 26 日 13 : 30～ 市役所 1 号館14階 大会議室		
第 2 回市民生活小委員会 5 月 31 日 10 : 00～ 市役所 1 号館26階 第 1 委員会室	第 2 回都市活力小委員会 5 月 29 日 14 : 00～ 市役所 1 号館26階 第 1 委員会室	第 2 回安全都市小委員会 5 月 30 日 10 : 00～ 市役所 1 号館26階 第 1 委員会室
第 3 回市民生活小委員会 6 月 19 日 10 : 00～ 市役所 1 号館26階 第 1 委員会室	第 3 回都市活力小委員会 6 月 17 日 14 : 00～ 市役所 1 号館26階 第 1 委員会室	第 3 回安全都市小委員会 6 月 16 日 13 : 30～ 市役所 1 号館26階 第 1 委員会室
第 3 回審議会		
6 月 26 日 13 : 30～ 市役所 1 号館14階 大会議室		

6. 神戸市復興計画用語集

あ

○あじさいネット

平成4年10月1日に稼働した「神戸市地域サービス情報システム」の愛称。市政情報、施設情報など神戸市の所有する市民向けの様々な地域サービス情報を電話・FAX・パソコン通信などで市民に一元的に提供するとともに、スポーツ施設の利用申込から料金精算までをシステム化している。

○アーバンリゾート都市づくり

市民が人間性豊かに、いきいきとした生活を送ることができ、また訪れる人が何度も訪れて滞在したいと思えるような、魅力あふれる都市をつくっていくための総合的な都市戦略。

○あんしんすこやか窓口

ねたきりなどで介護を必要とする高齢者が必要な保健・福祉のサービスを気軽に利用できるよう、相談からサービスの提供まで一貫した援助を行うおとしより保健福祉相談窓口。

また市民への援助をより一層充実するため、窓口と関係機関や地域での福祉活動とのネットワークの強化を図ると共に、窓口での相談事業を支援するシステムの整備を行う。

○いきいき下町推進協議会

HOPE計画推進協議会の一環として、都市計画・建築の専門家と住民・行政が連携して、いわゆるインナーシティ地区の活性化に取り組むため、平成4年7月に設立された。情報紙の発行などすまい・まちづくりに関する情報の交流を図るほか、モデル地区における具体的な調査・提案などの取り組みを行っている。

○EDI（電子データ交換）

国際的な通信環境の進展に伴い、企業間の商取引をコンピュータ同士の直接のデータ交換を行うもので、これにより伝票作成や郵送などの手間と時間とコストを省き、広域かつリアルタイムに取引や清算が可能となり、また企業間の密接な連携活動が可能となった。

○インターネット

世界規模の情報通信ネットワークで、3～4千万人の利用者がある。

○インナーシティ

大都市の都心部と周辺郊外部に挟まれた市街地において、人口・企業の流出に伴う経済・社会・

土地利用上の問題が集積し、活力の衰退・低下している地域。

○インナー長屋街区改善誘導制度

インナーシティにおいて、所有者等の合意により建築に関するルールが定められた街区に対し、建ぺい率、容積率、道路斜線等の合理化を行い、良好な建替を支援する制度。

○雨水遮集幹線

下水処理場から離れた区域での初期雨水を一時貯留し、晴天時に処理場に送り処理するもの。幹線の末端は海に接する格好で計画しているものもあり、火災時には、海水を流入させ、取水することも可能である。

○雨水貯留システム

雨水を貴重な水源として利用するため、雨水タンクなどに貯留し様々な用途に利用するシステム。公園下を利用し植栽への散水やせせらぎ等の親水用水、災害時の消火用水としての利用や、ビルの屋上などで集められた雨水を水洗トイレや冷房などに利用している。

○エコトピア2000計画

都市レベル・地域レベルで地球温暖化防止に貢献するためにはどのようなことが実施できるかを、具体的なまちづくりを通して検討し、地球温暖化対策地域総合推進モデル事業としてとりまとめた計画。具体的には、ポートアイランド（第2期）の都市機能ゾーンを対象に①エネルギーの効率的利用、②水・廃棄物のリサイクル、③緑地、④物流・情報システムの整備等を組み合わせた環境保全型のまちづくりの検討を行っている。

○エメックスセンター

世界の閉鎖性海域の環境保全と適正処理を推進するため、情報交換の促進、人材育成を行うとともに、世界閉鎖性海域環境保全会議の継続開催の母体となる国際的組織。

か

○かかりつけ医

市民の生涯にわたる各種保健医療サービスを提供する「かかりつけ医」のありかたについて地域特性に応じた事業を展開し、市民の健康管理に積極的に関わっていけるような体制を作ることを目指す。

○強制水先対象船舶制度

神戸港に入港する300総トン以上の船舶には、水先人（3000総トン以上の船舶に3年以上船長として乗り組んでいた者で、国家試験に合格し水先免許を取得した者）を乗り込まなければならないとする制度。

○グラウンドワーク

地域住民、行政、企業の協力関係によって取り組まれる、農村及びその近郊地域を中心とした地域環境改善活動。

○広域災害医療情報ネットワーク

災害医療センターなど災害時に拠点となる施設に設置された災害医療情報センターを中心として医療情報の収集及び市民への情報提供を行うシステム。

○神戸市民の福祉をまもる条例に規定する都市施設の整備に関する規則

多くの市民が利用する建築物など（官公庁、社会福祉施設、学校等や一定規模以上の病院、商業施設等）を「都市施設」と定めて、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすいよう整備をしなければならないと定めている。「神戸市民の福祉をまもる条例」（昭和52年制定）に基づき、昭和54年に全国に先駆けて施行された。

○コージェネレーションシステム

ガスや石油などにより、発電を行うと同時に、その廃熱を利用して冷暖房、給湯などを熱源として利用するシステム。

○コーディネーター

ボランティア活動の需要と供給などを調整する人。

○コミュニティ財団

地域の人たちの寄付による基金で、地域の環境・教育問題、文化芸術活動、教育プログラム等の様々な市民公益活動に助成・支援していく制度。

○コミュニティペーパー

地域社会向けの生活情報誌。地域社会に密着した情報を扱う。

○コンピュータサイン

コンピュータ制御による電光掲示。

さ

○サーバー

通信回線で結ばれた複数の端末機に各種情報を提供するために設けられたコンピュータ機器。

○C I

一般には、企業や法人組織などのイメージの統一を図り、その組織の存在を人々に印象づけるためのデザイン計画を表す。復興計画では、「シティ・アイデンティティ」の略として記載しており、都市のイメージ統一、印象づけのためのデザイン計画を指す。

○市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、街区を立体時に整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された敷地を広く統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公園緑地、広場、街路などの公共施設を確保することによって、快適で安全な都市環境を再生させる。

○C C Z

海浜を地域の特性を生かしながら、様々な機能を備えた海洋性レクリエーションの場として整備する事業。

○シティセールス

都市神戸を国内外に売出すことで、コンベンション誘致、観光誘致、企業誘致、ポートセールスなどを一体的に進める考え方。

○児童館すこやかクラブ

母と子のすこやかクラブ

保育所または、幼稚園に行っていない在宅幼児及びその母親を対象に、親子遊びの各種プログラム、しつけ・育児などの母親講座を実施し、幼児の健康増進、母親の養育能力の向上に努める。

○シミュレーション

コンピュータ等により、模擬的な実験を行うこと。

○市民緑地制度

地方公共団体、緑地管理機構が土地所有者と契約を結び、住民が利用できる「市民緑地」を設置・管理する制度。

○ショートステイ

寝たきり老人・障害者（児）等を介護している家族が、急な病気や旅行等によって介護できなくなったときに、特別養護老人ホーム・障害者（児）施設等で老人・障害者（児）等を一時的に預かり、介護する事業。入所の期間は、原則として7日以内。

○シルバーハウジングプロジェクト

高齢者が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるように、ハード・ソフトの両面にわたる高齢者の生活特性を配慮した住宅の供給を推進することにより、高齢者の居住の安定と社会福祉の推進を図る事業。

○住工共存

住宅地域と工場地域が近隣に存在し、それらが互いの活動に支障になるのではなく、一体的なものとして調和している状態。近隣地域と一体となって産業を構成してきた神戸のケミカルシューズ産業の復旧・復興のために不可欠な要素である。

○住宅市街地総合整備事業

都市機能の更新、居住環境の改善及び良好な住宅の供給を促進するため、市街地住宅の建設と公共施設の整備等を総合的に行うもので、建設省で制定された要綱に基づいて行われる事業。

○新開地アートビレッジ構想

かつて神戸の大衆文化を支えてきた新開地を再び「文化とアートの薫り豊かな活気に満ちた街に」という趣旨で新開地地区をその整備・再開発に併せて、新しい神戸文化の中核となる芸術家村として整備する構想。イベントの開催や空きビルを利用した練習・創作・発表の場の整備を実施・助成する。

○震災復興促進区域、重点復興地域

平成7年2月16日に、災害に強い活力のある市街地の形成及び良好な住宅の供給を目的として「神戸市震災復興緊急整備条例」が施行された。この条例により、「震災復興促進区域」（約5,887ha）が、震災復興のための事業等の整合を図り、災害に強いまちづくりを進める必要のある区域として定められ、住民のまちづくりに向けた取り組みの支援が行われる。さらに、震災復興促進区域のうち特に緊急かつ重点的に都市機能の再生、基盤整備、住宅供給を行うべき地域として「重点復興地

域」(約1,225ha 24地区)を指定している。震災復興促進区域内でまちづくりの気運が高まった地域については順次重点復興促進区域に指定していく。

○スーパーコンベンションセンター

大型化・多様化する国際的なコンベンション需要に対応するための国際会議場、国際展示場。ポートアイランド(第2期)に誘致し、既存のコンベンション施設と相乗効果を図り、一体となって集客都市の核としての機能を高める。

た

○タウンギャラリー事業

民間企業の協力の下に企業のロビー等に、市民や来訪者が気軽に芸術・文化に触れられるギャラリーを設置する。旧居留地及び周辺地域をモデル地域とする。

○WHO神戸センター

先進国と発展途上国の健康格差など、世界における健康問題に対処し、国際的に貢献することを目的に設立されるWHO本部直属の研究機関。

○地区担当職員制度

地域を一つの単位として担当する職員を配置し、行政と地域の市民活動の協働の調整や媒介役として活動するような制度。

○デイサービス

虚弱老人、障害者等をデイサービスセンターまでリフトバスで送迎し、入浴、食事、日常生活動作訓練等のサービスを提供する事業。

○テーマタウン型商業集積

被災により商店街・小売市場の大幅な建て替えが必要となる地域において、新たにまちづくりと一体となった商業集積づくりに取り組む場合に、歴史的・文化的な立地環境を考慮したテーマを設定し、そのテーマに沿った施設の設置や、イベントの展開により、まちの魅力・集客力を高め、商店街・小売市場の活性化を図る考え方。

○電子メール

パソコン通信でやりとりする文章。

○同報系防災無線

防災行政無線の一つで、市役所（災害対策本部）に設置された親局から地域住民への連絡に適した場所に子局を設置し通報を行う。子局は、トランペット型スピーカーから音声を出す屋外拡声方式と、各戸ごとに受信機を設置する戸別受信方式とがある。

○特定優良賃貸住宅

土地所有者等が建設する良質な賃貸住宅に対し、建設費に対する補助、公庫融資に対する利子補給を行い、完成した住宅については住宅供給公社等が借り上げたうえで、入居者に対する家賃補助を行うことにより良質な公的賃貸住宅の供給を促進する制度。

○特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設。

○都市インフラ

インフラストラクチャーの略である。生産や生活などの基幹的部分であり、道路、鉄道、港湾、電気、水道など産業基盤となる社会資本を指す。

○都市型ケーブルテレビ事業

有線テレビ、有線テレビジョン放送を行う事業のことをケーブルテレビ事業といい、その中でも都市において多チャンネルの情報提供を行うものを都市型ケーブルテレビ事業という。

○土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、事業区域内でそれぞれの土地の一部を公平に出し合って、生活道路や公園、広場、幹線道路などの公共施設を整備し、宅地の形を整えることにより、生活環境の向上を図ることを目的とした事業。

○トランシップ機能

航路間の貨物の積み替え機能。

な

○内航フィーダーバース

神戸港を中継する外貿貨物の対国内集配基地としての岸壁。

○ノーマライゼーション

障害者などを閉ざされた施設に収容しないで、健常者とともに生活することを目標として社会福祉を進めること。

は

○パークアンドライドシステム

最寄りの駅やバス停まで自家用車で行き、電車やバスに乗り継ぐ移動方式。

○配水池緊急遮断弁システム

地震発生時に地震計と連動して作動する遮断弁を配水池出口に設置し、緊急時の飲料水を確保するシステム。通常 2 池ある配水池の片方に設置し、他方は消火用水その他のために水を流し続ける。

○阪神水道企業団

神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市の構成 4 市に水道用水を供給するために、昭和 11 年に設立された一部事業組合。淀川、猪名川を水源としている。

○光ファイバー

音声や文字、映像などの情報を、光信号により伝達するための、極めて細い線状のガラス。通常の電話回線などより、伝達スピードや処理容量がすぐれており、テレビ電話やテレビ会議なども可能となる。

○フェニックス計画

増大する廃棄物の最終処分場を、港湾区域内に計画的に整備すること。

○ふれあい推進員

仮設住宅地区を対象に、概ね仮設住宅 50 戸に 1 人配置し、民生委員・児童委員との連携を図り、仮設住宅に居住する要援護者の見守りを強化する制度。

○フレックスタイム

一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で始業・終業時刻を労働者の決定にまかせる労働時間制度。

○プロジェクト制

特定の地域課題を解決するために、組織内の各職能を分担している各部門からスタッフが集まり、

その課題に専門的立場で対処する制度。

○ベンチャーキャピタル制度

震災復興基金を投資財源として、独創的な技術・アイデアに基づき成長が期待できると認められる新規事業を開始しようとする株式会社を設立しようとする者に、資金供給を行う制度。

○防火地域

都市計画法に基づき、市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域。主として商業地などで建築物の密集した火災危険率の高い市街地について指定される。

○防災行政無線

地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するために使用することを目的とし、平常時には一般行政事務のために使用する無線。

○防災モニター制度

事前に協力をお願いしている市民・事業者から、災害時に様々な災害に関する情報をきめ細かく提供してもらう制度。

○防災緑化重点地区

公園や緑道の整備、耐火樹・シンボルツリーなどの植栽、公共公益施設の緑化など重点的に緑化の推進を図るべき地区の中で、高密度な市街地を形成し、災害応急施設など緊急かつ総合的な防災対策が必要な地区について指定することにより、総合的に緑化施策を推進し、あわせて防災まちづくりを進めていこうとするもの。

○訪問看護ステーション

家庭における、寝たきりの方、介護が必要な方に対する在宅ケアの推進を支援する訪問看護婦の拠点。

○HOPE計画

神戸市地域住宅計画の略称。地域のもつ自然、伝統、文化、産業などの特性を生かしながら、良好な地域社会の形成をめざそうというもので、質の高い居住空間の整備や地域の創意によるすまいづくりを実施するための計画。「地域固有の環境に根ざしたすまい」＝「HOusing with Proper Environment」の頭文字を取り、今後の住宅政策の「希望」という意味をこめて名付けられた。

○ホームヘルプサービス

日常生活に援助を必要とする高齢者・障害者（児）等のいる家庭へホームヘルパーを派遣し、家事、介護、生活上の相談助言などのサービスを提供する事業。

ま

○まちづくりファンド

住民のまちづくりを財政面からバックアップするために設立される募金型基金。

○マルチメディア

映像、音楽、文字などの多様な伝達媒体を同時に組み合わせて、総合的なメディアとして利用すること。

○密集住宅市街地整備促進事業

老朽住宅等の建替を促進することにより、インナーシティの活性化を図り、良好な市街地住宅と住環境の整備を総合的に実施するため建替助成等を行うもので、建設省で制定された要綱に基づいて行われる事業。

○ミニFM局

郵政大臣の免許を受けて開局するコミュニティ放送や、免許を必要としない微弱電波を利用した、地域の特色を活かした番組や緊急を要する情報など、地域に密着した情報を提供する放送局。

○美緑花キャンペーン

従来、神戸市が進めてきた「クリーン作戦」「グリーン作戦」「フラワー作戦」を一体的・総合的に進めていくためのキャンペーン。

ら

○ライフスポット

ライフラインなどが途絶した場合にも、生活に不可欠な要素である水や物資、電気・熱源などを自立供給できる拠点。

○ライフライン

電気、ガス・上下水道、下水道、ガス、通信など、都市活動や市民生活を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

○六甲山開山100年イベント

六甲山に最初の別荘が建設された1895年から100周年を迎えたことを記念して開催するイベント。1995年7月から11月にかけて開催される。

○ロードプライシング

都心への自家用車の乗り入れに対し賦課金を課すなどして、都心内の混雑を緩和するための方策。

わ

○ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が参加し、各種の共同作業を通じて計画づくりを進めていく場。

○ワールドパールセンター

世界一の真珠の集散地である神戸が名実ともに世界の真珠の取引と情報発信の拠点となるための真珠産業振興の拠点施設。世界真珠機構（WPO）、真珠検査所、真珠取引所、真珠美術館などの機能を併せ持つことが考えられる。

神戸市復興計画

平成7年6月

頒布価格 1,600円

発行 神戸市

編集 震災復興本部総括局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話 (078) 322-6212

広報印刷物登録 平成7年度第84号

(広報印刷物規格A-1類)

印刷 大和出版印刷株式会社

神戸市東灘区向洋町東2丁目7番2号

電話 (078) 857-2355番(代表)

この本は、再生紙を使用しております。